

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 3 月 4 日（火曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 議案第 3 号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 議案第 4 号 東白川村税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 5 号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 6 号 東白川村選奨生修学資金利子補給条例を廃止する条例について
- 日程第 10 議案第 7 号 令和 6 年度東白川村一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 11 議案第 8 号 令和 6 年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第 9 号 令和 6 年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 13 議案第 10 号 令和 6 年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 14 議案第 11 号 令和 6 年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 15 議案第 12 号 令和 6 年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 16 議案第 13 号 令和 6 年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 14 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 18 同意第 1 号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 19 議案第 15 号 東白川村議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 16 号 東白川村課設置条例について
- 日程第 21 議案第 17 号 東白川村議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 18 号 東白川村美しい村づくり委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 19 号 東白川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び東白川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 20 号 東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 25 議案第 21 号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 26 議案第 22 号 東白川村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 27 議案第 23 号 東白川村議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 28 議案第 24 号 東白川村ふるさと思いやり基金条例の一部を改正する条例について

- 日程第29 議案第25号 東白川村すくすく成長応援祝金支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第26号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第27号 令和7年度東白川村一般会計予算
- 日程第32 議案第28号 令和7年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第33 議案第29号 令和7年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第34 議案第30号 令和7年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 令和7年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 令和7年度東白川村簡易水道事業会計予算
- 日程第37 議案第33号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算

出席議員（7名）

1番	安江真治	2番	安保泰男
3番	安江健二	4番	今井美和
5番	今井美道	6番	桂川一喜
7番	樋口春市		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	副村長	桂川憲生
教育長	神戸誠	総務課長	河田孝
村民課長	安江透雄	産業振興課長	伊藤秀人
地域振興課長	今井信和	建設環境課長	有田尚樹
教育課長	村雲修	教育課課長	渡辺泰司
保健福祉課長	安江修治	保健福祉課課長	桂川のぞみ
診療所事務局長	安江輝彦	会計管理者	安江真紀子
監査委員	安江裕尚		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局書記	今井恭兵
---------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（今井美和君）

ただいまから令和 7 年第 1 回東白川村議会定例会を開会します。

本日の出席議員は 7 名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりです。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（今井美和君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 113 条の規定によって、2 番 安保泰男さん、3 番 安江健二さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（今井美和君）

日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 3 月 14 日までの 11 日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から 3 月 14 日までの 11 日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（今井美和君）

日程第 3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江裕尚さん。

○監査委員（安江裕尚君）

令和 7 年 3 月 4 日、東白川村議会議長 今井美和様。東白川村監査委員 安江裕尚、同じく桂川一喜。

例月出納検査結果報告。

令和 6 年 11 月分、12 月分及び令和 7 年 1 月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により報告する。

記 1. 検査の対象 令和 6 年 11 月分、12 月分及び令和 7 年 1 月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、簡易水道事業会計、小規模集合排水処理事業会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 令和6年12月19日、1月28日及び2月20日。

3. 検査の結果 令和6年11月末日、12月末日及び令和7年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。

○議長（今井美和君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（今井美和君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江健二さん。

○議会運営委員長（安江健二君）

議員派遣の件。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順で説明をいたします。

1. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する。東白川中学校、令和7年3月7日、安保泰男。

2. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火防災に資する。はなのき会館、令和7年3月9日、議員全員。

3. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する。東白川小学校、令和7年3月25日、安保泰男。

4. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する。みつば保育園、令和7年3月27日、樋口春市。

5. 濃飛横断道・三市一村議会委員会合同会議幹事会、産業の活性化に資する。下呂市、令和7年3月28日、安江真治、安江健二。

下段へ行きまして、次のとおり議長決裁により議員を派遣したので報告する。

以下の1から5につきましては、既に議長決裁によって議員を派遣しておりますので、お手元の資料で御確認をいただきたいと思います。したがって、朗読は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件を原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決・承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（今井美和君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は3名です。

通告順に質問を許可します。

2番 安保泰男さん。

〔2番 安保泰男君 一般質問〕

○2番（安保泰男君）

通告に従いまして、一問一答方式にて質問をさせていただきます。

質問内容は、行事や事業の見直しについて。

本村では、平成の大合併以来も同様の行事や事業が継続されていますが、人口減少や高齢化が進む中、自治会や地域団体の負担が増大し、運営の継続が難しくなっている現状があります。特に自治会の役員数の確保が困難になり、行事や事業の担当者も年々限られた人数に依存する傾向が強まっています。

そこで、行事・事業の見直しを進めるに当たり、自治会の組織役員数の削減策や行事担当機関、人員の改革について、何点かをお伺いします。

最初に、自治会の組織役員数の削減と運営負担の軽減について。

現在の自治会運営では役員の成り手不足が深刻化しており、組織の縮小・簡素化や役割分担の見直しについて、行政がサポートする範囲を含め、どのような方策を考えているのかをお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

自治会の役職数、そして削減、運営負担の軽減についてお答えをさせていただきます。

村では、令和3年8月に自治会の運営に関するアンケートを自治会長さんと区長さん22名に対して実施をしております。その結果を公表しております。

その中に、地区の役員について、廃止、統廃合、新設などについてお聞きをしております。回答では、「改善が必要」というお答えが11名、「現状でよい」が9名、「どちらとも言えない」が2名でございました。

これを受けまして、村では体育委員の廃止、交通安全委員の縮小などを行ってまいりました。今後も自治会運営について真に必要な役職に絞るなど、必要十分な役職の在り方を模索してまいりたいと思います。また、集落支援機構内に自治会長、それから営農組織をサポートさせていただく受皿を用意しているところでございます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

2番。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。

続きまして、行政・事業の担当機関や人員体制の改革について、住民サービスとの兼ね合いを持ちますが、似た目的を持つ行事や事業を統合することで、担当機関の負担を軽減する取組は可能なのか。例えばウオーキングイベント、河川清掃、環境整備と資源回収事業の共同連携など、実施体制を効率化する具体的な方策もあるのか、お伺いをいたします。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

行事・事業の担当機関や人員体制の改革についての御質問への回答でございます。

村が主体的に行います行事や事業と、団体、それから地域が主体となって行われる行事や事業とがございますけれども、まず村が主体的に取り組む行事や事業について、令和7年度より総務課が中心となって事業評価を行い、縮減や事業の見直しを始めることとしております。

安保議員さんが質問の冒頭でも触れられた人口減少が進む中で、地域の皆さんや住民の皆さんや職員の負担にかかる費用と得られる効果に見合ったものになっているかを検証し、事業の見直しを進めるというものでございます。例えば資源回収につきましても、令和5年度に村内3か所に段ボ

ール、雑誌、新聞紙などの常時回収場所を設けたことで、資源回収時の回収量が分散をされ、P T Aの負担が軽減された例もございます。

御指摘いただきましたように、環境整備についても現時点では具体的な方策は持っておりませんが、共同連携や新しい発想、この時代に合った地域活動が提案できるよう自治会の皆様と協議を重ねてまいりたいと思います。以上でございます。

〔2 番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

2 番。

○2 番（安保泰男君）

それでは、全体を通して地域住民の参画促進と新たな支援体制の構築について、今おっしゃられたように、持続可能な自治会運営を実行するために若年層や外部支援、またシニア世代の活躍を促進する仕組みを取り入れるなど、例えば子ども会が主導してきた左義長などの行事について、少子化が進む中で地域全体、シニア世代、あるいは自治会を巻き込むような形で開催が提案されているのが現状でございます。村として、こうした地域事業の形をどのように捉え、支援する取組を進める考えはあるのかをもう一度伺いいたします。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

地域住民の参画促進と新たな支援体制の構築についてという御質問でございます。

まず、時代を超えて受け継がれてきた伝統行事など、その時代ごとに形を変えながら現代に受け継がれているものと思います。例えば、挙げていただきました左義長の例で言えば、1,000年以上も続いてきた行事でございます。現時点では子ども会での継続が難しいということで、自治会挙げて自治会全体で行われるなど、幾つかの地域で変化が出始めております。

伝統行事や環境保全、そして自治会の公益施設の運営など、地域の参画で維持されていくべき活動を持続可能なものにしていくためには、まず主体である地域の皆様の合意形成や意欲があることが前提であるというふうに思っております。その上で、財政支援や村全体で行ったほうが効率が高いと思われるものについては、村は積極的に取り組んでいくべきであるというふうに考えております。以上です。

〔2 番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

2 番。

○2 番（安保泰男君）

ありがとうございます。

いずれにしても、自治会の役割も時代に合わせて柔軟に見直し、持続可能な形に改革することが、今おっしゃられたように必要だと思います。このような質問を通して、村全体の方向性や課

題解決への具体策を議論するきっかけが、村にとって少しでも期待、前進できればと思い、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、トイレカーの開発についてということで若干お伺いをいたします。

災害時のトイレ環境の改善と地域資源を活用したトイレカーの開発についてですが、近年の大規模災害を受け、避難所の環境改善が重要課題となっています。特にトイレの確保については、国際基準であるスフィア基準では、発生当初は50人に1基、災害中期には20人に1基、さらに女性用を男性用の3倍確保することが求められています。

災害時のトイレ問題は、水や非常食と比べ優先度が低くなりがちですが、避難所生活の質や衛生環境に直結する重要な課題です。これに対し、国の現行指針では、トイレカーの普及などを踏まえて、より高い目標の設定を検討するとしています。しかし、実際地方自治体において、トイレカーの導入にはコストや維持管理の課題があり、即座に十分な数を確保することは難しいのが現状です。

日本トイレ協会によれば、トイレ対策は避難所運営において行政任せになりがちで、十分な備えが進んでいないと指摘されているのが現状でございます。なお、岐阜県では、2024年3月に避難所運営ガイドラインを提示し、避難所の環境改善を進めています。

また、道の駅に災害時用のマンホールトイレを設置する動きも見られ、昨年12月には、能登半島地震での避難所の衛生環境悪化、トイレを我慢して体調を崩した人もいて、衛生的なトイレ環境を整えることが重要とし、大規模災害に備えてトイレ機能を備えたトラック2,650万円を導入し、災害時避難所に駆けつけ、トイレ不足の解消に向けた取組が進められております。

そこで、本村の地元基幹産業である森林育成、製材加工を担うフォレストスタイルや大工職人さんの技術を生かし、地域資源であるヒノキや杉を活用したコンパクトハウスタイプのトイレカーを開発できないかをお伺いしたいと思います。

これは、地域産業の活性化にもつながるプロジェクトとして、村内の木工業、鉄工業、自動車整備などの技術を生かし、例えば既存の軽トラックやトレーラーを改造する形でコストを抑えつつ、独自の仕様で地元木材を活用した温かみのあるデザインや、イベント、農作業現場でも使いやすい仕様を検討し、地元企業が参画することで仕事を生み出し、衰退しつつある基幹産業に新たな役割を与え、トイレカーの製造が村の新しい特産事業になり、他地域への販売・レンタルの可能性も含め、公共事業や補助金の活用を視野に入れまして、開発についての可能性をお伺いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

安保泰男議員の御質問にお答えをします。

議員御指摘のように、これまでの大規模災害で、不衛生なトイレを利用したくないために水分や食事を控えた結果、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康を害する事例が報告をされています。避難される方の健康や避難所の衛生環境を確保する上で、災害時のトイレ

対策は大変重要でございます。

全国的に大きな災害が相次いで発生している中、あつてはならないことでございますけれども、村においても、いつ何どき大災害に見舞われるかもしれません。村の場合、避難所開設となるような大きな災害が発生した場合、陸の孤島となってしまうことは想像に難くありません。避難者数や避難所設備などの様々な状況に対応できるよう、災害用のトイレの充実もさらに取り組んでいく必要があると考えております。

議員の御提案は、村のプロジェクトとして村内の英知を集約し、村の産業としてトイレカーの製造を行ってはどうかといったお話であったと思います。斬新なアイデアであり、村の産業も潤うといった点では先取りした新しい考え方であると思いますが、人的な面や車検など法的な面などを考えますと、現実的にはかなり厳しい内容ではないかと感じます。

もしも例えば、村民の中でお持ちの技術を生かしてトイレカーの製作に取り組んでみたいといった方があるようでしたら、その計画をお伺いし、有利な補助金などを研究しながら検討していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

2番。

○2番（安保泰男君）

確かに提案に対して現実的な対策を組むというのは難しい問題だと思いますけれども、村民の中にも、それからこれからの企業をどうするかという考えで、また新たな方向性に、一概にお金だけで発案を潰さないように、一つその点を考慮していただきながらやっていただきたいと思います。

それでは、次の質問も今と同じような仮定の質問になるわけなんですけれども、この質問に対して、先日の石破総理が米国での答弁のように、仮定の質問には答えられないというふうに一概に却下されないように、一つ次の質問にお答え願えるようお願いしたいと思います。

仮定ですけれども、トイレカーを導入した場合、どのように管理運用し、日常的な活用や訓練を行う計画が立てられるのか。また、自治体間の連携、広域連携、民間企業との協力による開発運用は検討できるものなのか、金額いらずでなくて、一つ先進的な考えで御回答をお願いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議員御指摘のように、仮に、今後トイレカーやトイレトレーラーといったようなものを購入した場合、平時における保管場所の確保や維持管理が当然必要となってまいりますけれども、災害時には迅速に避難所に駆けつけ、ライフラインの復旧状況などに関わりなく、日常に近いトイレを提供できるメリットはあります。このトイレカーがもし保有できれば、トイレカーを活用した訓練等も行っていけるものというふうに考えております。

また、広域での連携については、今後トイレトレーラーやトイレカーを活用している自治体の事例を調査し、メリットも考えながら、みのかも定住自立圏に提案していくことも一つの方法ではないかなというふうに考えてございます。

国では、令和6年度の補正でトイレカーやトイレトレーラー等の購入のための交付金を予算化しており、2025年度も地方創生交付金として予算に上がっている状況でございます。トイレカーの購入ということはなかなか難しいかもしれませんが、今後こうした交付金等の活用も視野に入れながら、災害時のトイレ問題の打開策として、簡易トイレの購入などを検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

2番。

○2番（安保泰男君）

ありがとうございます。お答えいただいて、また一步前へ進められるのではないかと考えております。

今のように、災害時におけるトイレ環境の整備は、被災者の健康と尊厳を守る上で欠かせません。本村の強みを生かした持続可能なトイレカーの開発が、災害対策でなく、地域産業の発展にもつながると考えております。避難生活をより快適にするためには、何回も言いますけど、トイレ対策を後回しにしない意識が求められております。地域住民や企業も協力し、日頃から備えていくことが大切ではないでしょうか。

以上をもちまして、私見を含めた私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

3番 安江健二さん。

〔3番 安江健二君 一般質問〕

○3番（安江健二君）

通告に従いまして、ただいまより一問一答方式にて農地と農家減少に対する村の施策についての質問をさせていただきます。

集落ごとに将来の農地の利用方針をまとめる地域計画が全国で進められております。10年後に誰が耕作するか、農地1筆ごとに定める目標地図を作るのが特徴とされております。農地の円滑な継承や集積・集約に向け、2023年4月の改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、市町村は今年3月までの策定が義務づけられています。

農水省によりますと、計画の策定が必要な市町村の数は1,672個であり、1地区で住民同士の協議の場を設置して策定作業に着手した市町村の数は1,594個、95%であり、ほとんどが策定に入っております。一方で、実際に策定、公告まで行い、計画を完成させた市町村は125個であり、全体の7%でした。

このことは、策定がいかに難しいかを表しているかと思います。ただし、目標地図の素案をつく

った市町村の数は1,159個に上がり、完成までは至らないが一步手前まで進んだ市町村が大幅に増えたとされております。

東白川村の現状と10年先の状況を考え、数点の質問をさせていただきます。

地域計画が人・農地プランと異なる点は、人・農地プランは担い手に農地を集積する方針づくりなのに対し、計画は地域農業の将来性の在り方の計画づくりであるとされております。

それでは、第1の質問に入ります。

加茂郡東部3町村は、岐阜県内でも特に人口の減少率が顕著であり、農家戸数及び就農者も少なくなることが見込まれ、したがって耕作者を書き込めない白地が予想以上に出ると思われます。この件につきましての村の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

安江健二議員の御質問にお答えをします。

人口減少は、地域の農業に深刻な影響を及ぼすことが懸念をされております。特に農家戸数や就業者の減少が進む中で、耕作者が不在となる白地が増加することは、地域の農業の持続可能性に対する大きな課題です。このような状況を踏まえ、本村では次のような策定を行いました。

まず、地域計画の策定においては、農地の利用方針を明確にし、将来的な耕作の担い手を見据えた取組が必要です。具体的には、地域内での農業者同士の協力や連携を促進し、新たな担い手を育成するための支援策を講じることが重要です。

例えば、新規就農者の経営基盤となる農地について、農地所有者や集落営農組合による調整を行うとともに、農地中間管理機構を活用し、共に耕作可能な農地を維持、かつ活用する道を模索していきます。耕作放棄の心配のある農地については、それほど手をかけず、かつ収益性を見込める転換作物の検討や景観保全への検討を行うこととしております。また、良質な作物の生産や適正な価格体系の確立、化学肥料の低減、カーボンクレジット等を活用することで稼げる農業へと移行し、農業者の意欲を向上することが必要であると考えております。

地域計画に基づく目標地図は、将来の農地利用に向けた具体的な指針となります。これにより、誰がどの農地を耕作するかを明確にし、農業経営の安定化を図ることができます。特に人口減少が進む中で、効率的な農地利用と持続可能な農業経営を実現するためには、このような計画が不可欠であります。

本村としては、地域住民や関係機関と連携しながら農業振興に向けた取組が必要と考えており、人口減少という厳しい現実と直面している中でも、地域の特性を生かした農業の振興と持続可能な発展を目指し、努力してまいります。

地域計画は一度策定したら終わりではなく、毎年ブラッシュアップし、変化する環境やニーズに対応していくものです。これにより、常に地域に即した柔軟な農業政策を展開できるものと考えております。今後とも地域の皆さんと連携しながら、持続可能な農業の実現に向けて取り組んでまい

ります。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

地域計画は立ててから終わりじゃなくて、毎年見直しをして更新していくというお答えであろうかと思います。

国が米の流通を厳格に管理する食管法の廃止から30年が経過をいたしました。その時代は、これは1942年から1995年ではありますが、国への全量売渡し課税が課され、買入れ価格も国が決めておりました。しかし、財政負担やヤミ米の増加を受けて、69年に自主流通米制度を導入し、2004年の改正食糧法の施行で米の流通は民間に委ねられました。その結果、流通自由化に伴う最大の弊害は米価の低迷でありました。

一方で、米の消費量は、食生活の変化や単身世帯の増加などにより減少が続き、産地は売れる米を作ろうとブランド米の開発を進め、コシヒカリ、あきたこまち、ひとめぼれなどが誕生しました。それは米の食味の向上につながり、結果として米価は回復をいたしました。

しかし最近では、肥料、農薬、生産資材の高騰が長期化をし、経営を圧迫しています。米の供給基盤は弱く、昨年来の米騒動がいまだに収まってはおりません。

それでは、第2の質問に入ります。

最近の米の流通については、異常な状況が依然として続いております。報道によりますと、新規参入の投資家がマネーゲームをやっているのではというようなことも報道されております。農水省は、対策として取りあえず15万トンの備蓄米の放出をし、直近の報道では23万トンまで広げるといようなことを報道しております。それによって米価が安定するか否かは微妙なところではと考えます。

東白川村の産米は、食味がよく、市場や縁故米として高い評価を得ています。世情に流されない村としての差別化販売、ブランド米なんですけれども、これのお考えがあるのかないのかをお伺いをいたしたいと思います。

○議長（今井美和君）

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

米のブランド化は、地域の農業振興や経済活性化において非常に重要なテーマであり、本村においても、地元産の米をブランド化することにより消費者にその魅力を伝え、販売促進を図ることができるのではと考えますが、ブランド化の取組を行うためには5つの要素があると思います。

まず1つ目、地域の特性を生かした地産地消の推進です。本村は豊かな自然環境と清らかな水源に恵まれており、これらは高品質な米を生産するための重要な要素です。これらの特性を前面に押

し出し、消費者に対し、この地域で育まれた米というメッセージを発信することが必要です。

2つ目として、消費者との信頼関係を築くことです。そのためには、農家と消費者が直接交流できるイベントや体験型プログラムを開催し、米作りの過程やそのこだわりを伝えることが重要であり、稲刈り体験や収穫祭などを通じ消費者が実際に米作りに参加することで、より深い理解と愛着を持ってもらうことができます。

3つ目はマーケティング戦略です。SNSやインターネットを活用した情報発信を行い、若い世代にもアプローチすることが求められます。特に視覚的な要素を重視したプロモーションやストーリー性のあるコンテンツを提供することで、消費者の心に響くブランドイメージを構築することが必要です。

4つ目は、地域内での連携です。農業団体や商工会などと協力し、協働でブランド戦略を立てることで、より効果的な取組が実現します。例えば飲食店と連携し、村の米を使用したメニューを提供することで、地域全体でのブランド価値向上につながります。

最後に、米の品質向上です。生産者が最新の農業技術や栽培方法を学び、高品質な米を安定的に供給できるよう支援していくことが大切です。これによりブランド化の成功につながります。

以上が米のブランド化に関する村の考えです。今後も地域の特性を生かしながら、持続可能な農業と地域活性化を目指して取り組んでまいります。御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。ただいま5つの方策ということで承りました。

思いますに、農産物というのは非常に基盤が脆弱でありまして、工業製品とは違い、簡単に資材が上ったから米を上げたいという価格転嫁が難しいということを思います。特に米の価格というのは先読みが難しく、例えば現在8,500円で売っているものを一気に1万円に持っていっても、今の世情では不思議ではないと思いますけれども、その反動が来たときに今度は米が売れなくなるということで、農業者は簡単に500円、1,000円という単価が上げられないということが現状です。そういったことで、今の5つの方策は承りました。よろしくお願ひしたいと思います。

これから先の村の農業や農地をどうやって守っていくのかを考えると、現在のような形態では行き詰まるのではないのでしょうか。農家だけではなく、サラリーマンの方、他業種の方も少しでも農業に関心のある方に参加をしていただくことができればと考えます。

米作りに関しましては、機械化一貫体系ではほぼやれ、草刈りは年三、四回程度で済みます。それぞれの集落営農組合の規約の条件に沿えば、その年から米作りを始めることができます。米作りは決して難しいものではありません。週1や土・日だけの限られた時間内の作業でも十分にできます。対人相手ではないので、ストレスのたまりにくい仕事ではないのでしょうか。また、同じ

目的を持つ仲間ともいろんな話もできます。このようなことも大切ではないでしょうか。

それでは、第3の質問に入ります。

親田集落営農組合も設立をして10年が経過をいたしました。設立当初の最大の目的でありますところの先祖伝来の土地は荒廃をさせないことは、ほぼ達成できたと思っております。しかし、構成員の年齢が上がり、70代、80代が中核として頑張っております。何とかしなければ将来はないということで、今年から農家でなくても農業に携わっていただける方に組合員として加入をお願いし、一緒に活動する予定でおります。このような件につきましての村の考えをお伺いしたいと思っております。

○議長（今井美和君）

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

親田集落営農組合が設立してから10年を迎え、先祖伝来の農地を荒廃させずに維持してこられたことは、地域の農業と文化を守る上で非常に重要な成果であり、心より敬意を表します。

しかしながら、組合員の高齢化が進んでいることは、地域農業の持続可能性にとって大きな課題であると認識をしております。高齢化が進む中で、70代、80代の方々が中心となって活動されていることは、地域の知恵や経験を生かす一方で、将来的な担い手不足が懸念される状況です。

このような背景から、農家でなくても農業に携わりたいと考える方々を組合員として迎え入れる取組は、非常に意義深いものと考えております。新たな人材を受け入れることで、組合の活動が活性化し、地域全体の農業の発展にも寄与することが期待されます。具体的には、農業に興味を持つ方々が参加することで多様な視点やアイデアが生まれ、地域の特性を生かした新しい農業の形が模索されることと思います。また、若い世代や異業種からの参加者が加わることで、技術や知識の共有が進み、組合全体のスキルアップにもつながるものと考えます。

村としては、農業体験やイベント、ワークショップの開催、ネットワークを活用した他の成功事例や支援制度について情報を共有し、参加者が安心して活動できる環境を整えていくことも重要ではと思います。さらに、地域住民との連携を強化し、農業以外の分野からも協力者を募ることで、地域全体で農業を支える体制を築くことが求められます。これにより、親田集落営農組合だけでなく、地域全体の農業振興につながると考えております。

今後も親田集落営農組合の活動が円滑に進むよう、地域の皆さんと共に持続可能な未来を築いていくために一緒に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3番。

○3番（安江健二君）

ありがとうございました。

持続可能な農業ということで承りました。ありがとうございました。

我々の食の未来は非常に不安視をされております。農地と担い手の減少が止まらないためであります。ピーク時には609万ヘクタールあった農地は、転用や耕作放棄地が進み、23年には430万ヘクタールと約7割に減少しました。農業者の離農も進み、農水省の試算では20年に108万あった米などの耕種農業の経営体は、30年には54万に半減する見通しとしています。これは、農地の3分の1は耕す人がいなくなるということでもあります。全国の農地の4割は、我々の住むような中山間地にあります。

それでは、第4の質問に入ります。

平成元年に東白川村の圃場整備が全村にわたり終了をいたしました。長い年月と巨額の費用が投入されて、段々畑や棚田が見違えるほどに美しく立派な耕地に生まれ変わりました。夏秋トマトもブランド品として定着をし、移住者の方々が栽培をされ、定着をしていただけたことは大きな効果であると考えます。山についた畑地は作物の生産が難しく、将来的な農地としては利用価値が低いと思われませんが、水田は稲作をはじめとして、その利用価値は大いにあると考えます。村としては、この大切な水田を荒らさない方策、その方向を示していただきたいと思います。この件につきましての村の考えをお伺いいたします。

○議長（今井美和君）

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

山についた畑地は、確かに作物の生産が厳しい状況が続いていることは理解しております。しかしながら、これらの土地も地域の自然環境や生物多様性を保つためには重要な役割を果たしているものと考えています。したがって、農地の利用価値が低いとされる山間部の畑地についても、適切な管理や活用方法を模索する必要があります。

水田については、その利用価値が高いことは明白であります。水田は、稲作をはじめとする多様な作物の生産に寄与し、地域の食糧自給率向上にも貢献をしております。村としては、この大切な水田を荒らさない方策を講じることが重要であると考えております。

水田の保全に向けた施策として、農業者への支援も必要であると考えております。具体的には、水田の維持管理や生産性向上に向けた技術指導や研修を実施し、農業者が安心して水田を活用できる環境を整えたり、地域内での協力体制を構築し、農業者同士が情報交換や技術共有を行える場を設けたり、水田の多面的機能を生かすために有機農業や減農薬栽培など、持続可能な農業手法を導入することで水田の生態系を守りつつ、高品質な農産物の生産を目指すことで、地域のブランド力向上にも寄与するものと考えております。

また、地域住民と移住者との連携も重要であり、水田の魅力や価値を広く伝えるためのイベントや体験プログラムを通じて多くの方々に水田への関心を高め、地域全体で水田を守る意識が育つことが期待されます。

村としては、今後も水田の保全と活用に向けた取組を継続し、地域の農業振興に努めてまいります。議員からいただいた貴重な御意見を踏まえ、さらなる施策の検討を進めていく所存です。

以上が村の考えでございます。引き続き、御指導御鞭撻のほどよろしくお願いします。以上でございます。

〔3 番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

3 番。

○3 番（安江健二君）

ただいま課長の答弁の中にありました、技術指導や研修会を開催したということに非常に興味と希望を持ちました。こういったことを年に何回か開催していただければ、新規就農者、あるいは移住者の方にも浸透して、いい結果が出るんじゃないかということを期待しております。ありがとうございました。

最後に、我が村の推計人口を見ますと、2018年3月に示されたものですが、2030年には1,614人になる、2040年には1,254人になる、2045年には1,089人になるとされ、いずれ1,000人を切るという予測がされております。人口はどんどん減っていきますが、先祖伝来の土地面積は依然変わりません。少人数でも農地を守っていただける方策は必ずあると思います。官民協力して取り組むことをお願いいたしまして、私の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

ここで暫時休憩とします。開始は10分後、40分をお願いいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問、6 番 桂川一喜さん。

〔6 番 桂川一喜君 一般質問〕

○6 番（桂川一喜君）

通告に従いまして、一括方式にて質問をさせていただきます。

行政の機構改革についての質問になります。

このたび、新年度へ向けて役場や外郭団体などを含めて大きな機構改革をするという説明を受けています。この時期に大幅な改革をしないといけない必要性、その改革の目的、期待する効果、改革によって残念ながら失われる機能、それらを踏まえて、特に住民にとって十分な理解と同意ができるような説明を求めたいと思います。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをしてみたいです。

新年度に向けての機構改革についての御質問でございます。

今、私が村民の皆さんに一番説明をし、そして御理解をいただきたい、もちろん議員の先生方各位にもございます。このことについての的を射た、時宜を得た質問をいただいたと考えております。

それでは、順にお答えをまいります。

まず機構改革について、必要性、改革の目的、効果、失われる機能についての御質問をいただきましたので、順に説明をさせていただきます。

1 点目、機構改革の必要性について説明をさせていただきます。

現在の東白川村役場の抱える大きな問題として、村の財政的な課題が上げられます。東白川村の住民1人当たりの行政コストは193万7,000円と、岐阜県・全国の平均の約倍額となっております。これは、小規模自治体である東白川村にとっては大きな悩みであります。

その行政コストの中で、ここ数年顕著な増加をしているのが人件費であります。持続可能という観点からいうと、職員の数を大きく減らしていく必要があります。小規模自治体の中の比較として、総務省の地方公共団体の職員数も、目安として類似団体別職員数の状況という調査公表がありますが、東白川村は人口1万人に換算した職員数が246人と、全国の小規模自治体の中でも類似団体では非常に多い職員を抱えている自治体となっております。

そして、このところ国を挙げての労働賃金のアップという政策が強く進められてきました。特にこの2年間は給与総額で約1億円の増加となっており、この労働賃金の上昇については今後も続くと思われる。その理由は、企業の人手不足の解消方策がなく、企業が賃上げを選択していくと見られていること、またインフレや物価上昇が続くと予測されており、政府が賃上げを要請していることが理由として上げられております。

東白川村の持続可能な組織維持のための解決手段が機構改革であります。これまでも職員数が多いという課題は、以前から指摘をされておったところでございますが、なかなか縦割り組織ということもあり、これを改善することができなかった経緯がございます。

そこで、令和6年度に役場内で係長以上の職員で行財政改革のためのプロジェクトチームを組織して、職員数の削減、事業の縮減、職員の資質向上の3点について、約半年間にわたりディスカッションを重ねていただきました。その中で、職員数の削減で有力な解決策として上げていただいた手段が機構改革でありました。

プロジェクトチームの解決提案は、職員数を削減できない根本的な原因として、東白川村役場は課や係などの業務のくくりが他の町村と比較して非常に小さいため、係単位でくくる仕事と労働のバランスでロスが生じやすいというものでした。といいますのも、これまでは職員は所属する係の仕事は職員が完結するような事務を割り振っていたということが原因であります。

解決の提案として、職員は複数の係にまたがる仕事を受け持つこととするというのがその案でございました。係ごとに発生していた労働ロスを削減し、職員数の抑制につなげるというものであります。そして、その課が大きければ大きいほど労働力の削減につながるもので、機構改革によって、こうした問題に対応したいという提案をいただいたところであります。

その辺りの詳しい内容については、後ほど副村長からお答えをさせていただきます。

次に、桂川議員の質問の3つ目にあります、この機構改革で失うものについて、私は現時点で失うものはないと思っています。あえて言うのであれば、こうした改革を行わず、旧態依然の組織体制を続けることは、行政体の維持はもちろん将来大きなものを失いかねないと危機感を持っております。

それはさておき、今後単純に職員数だけを抑えていくと、行政サービスの低下という懸念は当然予想されるところでございます。

そこで、別のプロジェクトチームで検討したのが、1つに事業評価を行い、事業の縮減を行える仕組みをつくること。2つ目に、職員研修を通じて職員自体の資質の向上を図ること。令和7年度は、このプロジェクトチームの3つの成果、職員の削減、事業評価による縮減や改善、職員の資質向上を行い、まず役場が変わり、そして地域が変わり、この厳しい過疎の小規模自治体が持続可能として生き残るための一歩を刻む年度としてまいりたいと考えております。

1つ付け加えますと、これは第六次総合計画にもしっかりと計画をされた思い、理念でもありますので、いわゆる3,000人時代の自治体から、2,000人を切ってくる自治体に対する対応策として、行政としては必ずやり遂げなければいけない、そういう強い思いで職員にも無理なお願い、無理というのは、いろいろな改革をしますので、役場の中は3月に大きく変わります。そういったことについても、また議会の皆さん方の御指導をいただきながら、この事業を進めてまいりたいと考えております。

以下、内容については副村長からお答えをさせていただきます。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

それでは、機構改革の内容を説明させていただきます。

具体的な機構改革の内容として、産業振興課と建設環境課、そして地域振興課の商工分野を産業建設課として1つの課とします。

地域振興課にありました情報通信係は、総務課の所管とします。

次に、村民課と保健福祉課、教育委員会の所管であった子育て支援係と保育園を統合し、村民福祉課とします。机の配置は、係の固まりを解消し、これまで係名を名のっていたものを、例えば総務課消防担当というような主な業務名を係名の代わりに名のることといたします。

また、これまで農業振興が産業振興課にありましたり、農業土木が建設環境課にあったことによるねじれや、国保会計や介護保険のように、予算管理が村民課で、事業実施が保健福祉課であったことから、無駄やそごが発生していることなどに対応できる組織としたこと。

また、こども家庭センターの設置に際し、保健・福祉との密接な連携が求められていることなどから、保育園、子育て支援、こども家庭センターを村民福祉課に置き、国・県の要請にも対応できるとともに、更生援護という視点で子育てを担っていくことができる体制を整えました。

実際に、令和7年度に向けては中途退職1名、そして年度末退職の1名で2名欠員となりますが、新規採用はせず不補充として、この2名の欠員をこの機構改革の中で吸収していく予定にしております。以上でございます。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

今回の機構改革の、今の特に副村長の説明におきましては、私どもは既に図になっている状態が手元にあるので、村民の皆さんへ言葉による説明が十分伝わっているかどうかは、ちょっと不安なところではありますけれども、説明は上手にいただいていたので、軽くまとめますと、産業建設が2つの課に分かれていた部分を、昔のように商工業一本にして産業という軸の中に収められたこと。

それから、本来でしたら村の広報は総務課あたりがしっかりと責任を持つべきところを、産業部門のほうに一旦下りていたものを、責任を持って総務部門で行われるであろうというような方向性。

そして、先ほど一番重要かなと思っているのは、国が、幼稚園と保育園が一体化するようになるときに、児童の福祉なのか教育なのかというところが若干曖昧になっていたところの延長の中に、保育園とか、それから児童福祉に関するところが教育委員会でやられていたと。誤解のないように申しますと、決して教育委員会が福祉をおろそかにするとか、そういうことではないと思っています。ただ、同じ福祉部門をつかさどる人と両方に分かれていくということは、先ほど副村長の説明にありましたように、もしかしたら連携の度合いの中で無理が生じていたのかもしれないというところを統合されるという、まことしやかに実態と合わせていく機構改革だということを先ほど説明していただきました。

その中に、特に目を見張る部分というのがありまして、私個人の目を見張る部分ですけれども、係名を業務名として表示することによって、一般の村民から、これは一体誰がやるんだという質問に対して、その表札、表示を見るだけでもある程度推測して相談に行けるとか、もしかしたら机、あの係のところへ行けばその話ができるのかということがより分かりやすくなるであろうという説明を受けました。誠にすばらしいことだと思います。

そして、今度議会のほうからですと、これは一般の村民の方には分かりにくいかもしれませんが、会計の割り振りと課の割り振りに整合性が十分取れていなかった部分を整理して、私たちが議会で見守るときにも、会計と同時に課を見守っていけるという準備ができましたという本当にすばらしい説明だったと思います。

これに関しましては、今までの多くの欠点の中を確実に解消していく。それも、その発案が職員のプロジェクト会議のほうから出たものを吸い上げるということで、職員のほうからの提案を基に、村長、副村長あたりがしっかりと練った改革をされるということで、恐らくどんなことでもそうです。自分がアイデアを練ったことを実現したものに関しては、職員も一丸となって頑張っていただ

けるものだと思います。

これは期待するという面ですが、実は先ほど村長の挨拶の中にも、無理な願いをすると最初に言ったすぐ直後で、この無理な願いというのは、決して職員に負担をかける無理な願いというわけではなくて、今まで長い間、安定、慣れて、ようやく慣れた組織を大きく改革するということは、それは無理であろうと。ただし、あくまでも職員のほうから提案をいただいたことを中心に変えられたということで、無理という言葉が使われました。

ただ、実際の問題は、そこは評価できるところですけれども、やはり職員の方にもお気をつけいただきたいんですけど、やっぱりどんな事柄でも、新しいことが起きると、間違いなく何か負担はかかります。ただ、村長の思い、副村長の思いもよく分かりまして、最終的には村をよくして、住民をしっかり支えていくための機構改革であるということを職員の方も十分理解した上でやってただけるのではないかという感想を述べた上で、あえてここからが再度の質問の中身に入ります。

先ほど欠点はないんだと言い切られた後で、よく聞いていると、もしかしたらサービスの低下が発生する可能性はあるであろうと。そこまでは村長おっしゃられましたけれども、実はそれを補う方法について何があるんだろうと聞いていましたら、職員の質を上げるという。要は、量は減るかもしれないけど、中身を濃くすることによって、そのサービスの低下が起きないようにするとおっしゃられました。目標としては、すごくいい目標でありますし、こちらとしても期待したいところではあるんですけれども、ちょっとこの中身をよく考えてみますと、職員の負担が大きいところを改善していくというのが一つの目的にあったことと、1人の職員が1事業を責任を持って行うのがかえって負担だから、事業を横に連携を取りながらやっていくということになった。

ちょっと1個の不安なんですけれども、確かに仕事は楽になるでしょう。ただし、責任を持って1つの事業を行っていたという体制については、それが、責任感が失われる可能性、要はみんなでやるから気が緩んでしまうといったら、ちょっと失礼な言い方かもしれませんが、要は仕事が楽になっていくということと質が向上していくということが必ずしも担保されるのかなという今疑問を感じましたので、言い切る気はありません。できれば村長から、質の向上をするんだという希望ではなくて、質が向上するのであるという、この機構改革から得られる根拠をできればお示しいただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

今までの機構のことを全部否定するわけではありませんし、私も3期11年、今度12年目になるわけなんですけど、そのときそのときの持てる資源、行政資源といいますか、人であったり、お金であったり、そういったものを最大限に活用する方法として今までは歩んできたというところでございますが、ここのところ、先ほど冒頭で説明、答弁させていただいたように非常に厳しい状況があるよと。人口が、先ほども言いました3,000人時代のいろんなインフラが残っており、サービスも拡大をどんどんしてきた中で、やっぱり人口も減ってきておりますし、1つの事業をやるにも、それ

だけは、元は原資は村民の皆さんの負担でございますので、そのところを考えたときに、やはりスリムになっていかなきゃいけない、こういう思いは第六次総合計画を考える前から思っていたことで、これを今回着手したということで御理解をいただきたいと思います。

決して職員が、仕事が楽になることはないと思います。また、責任がなくなるわけでも全然ありません。1つの課として大きな目的に向かって、課長の配置、あるいは課長補佐、係長、その他の職員も熟慮に熟慮を重ねて今回の人事異動を行っております。

今年の正月の仕事始めのときに、簡単な例として3人で3つの仕事をしておったのを、3つの仕事を2人でやれる役場になろうよということを、抽象的な表現ですが、お話をさせていただいた。職員の能力を上げることも必要ですし、それから事業の見直しについては、一回始めた事業をやっぱりチェックすることは絶対必要だと思っております。それは経済情勢も違うし、対象者の人数も変わってきておりますし、一体どの事業が今この村にとって大事なことなのかという見極めをしっかりとしていかないと、ずうっと同じ事業、あるいは補助制度、団体への補助、こういうのが続いていってしまう。ここのところをしっかりと見極めていかなければいけない。そういう思いで事業の評価をやりたい。この手法は、実は何も新しいことでもなくて、もう何十年も前からほかの自治体ではやっていることですが、なかなか取り組めなかったという自分のじくじたる思いもあって、今回プロジェクトチームにその諮問をしたという形でございます。

まだ制度は完成しておりませんので、今ここで、こうするからこうするからと言うことはできませんが、スキームとしては、自分たちだけの評価ではなくて当然議会の皆さん方、そして一般の村民の皆さん方の評価も何か加えていって、この事業はどうなのと、効果はどうなの、このレベルでいいのといったことをしっかりとチェックしながら、持てる資源、行政資源、先ほども言いました人、物、お金、これを最大限有効に活用するのが私の仕事だと思っておりますので、そういう観点で事業の見直しを図るといって、失うものという表現はあまり使いたくないんですが、取捨選択はこれから出てくるよと。これは村民の皆さん方も同じ覚悟で臨んでいただかないと、税金、国全体のこと、いろいろ考えたときに大変厳しい。

東京へこの前研修に行っていたときにも、そういったことを国会議員の先生からもお話を聞いた部分もございました。なかなか日本、これから厳しい状況になってくるという思いは持って帰ってきたつもりでございます。

そんな中で、遅きに失さないように、本当に令和7年度が、職員も目の色を変えて、そして持続性のある東白川村を目指して何が必要かということのをしっかりと考えて、議員の先生方と一緒に次を打ち出していける年度にしたいと思っております。

御質問の回答になったかどうかはちょっと分かりませんが、私の思いだけは酌んでいただければ幸いです。以上です。

〔6番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6番。

○6番（桂川一喜君）

これで最後の質問になろうかと思いますが、今の村長のお答えが質問の答えになっていたかということですが、やはり職員が楽になるわけではない。だから、楽になってしまうと大丈夫ですかという僕は質問だったわけなので、決して楽をさせるための人事ではないのだからということですので、おのずから質が下がるわけでもなく、上がるだろうという村長のお答えだったと思いますので、十分なお答えだったのではないかと思います。

村長のお答えの中に、よくやってみないと分からないという言葉とセットなのは、やりながら、状況を鑑みながら、それから反応を見ながら修正を加えていくというセットでないと、やってみないと分からないという言葉は正しくないという日頃から僕は考えておりますけれども、先ほど村長はフィードバックをぜひお願いしたい、議会だけではなく村民からのフィードバックもきちんと村に反映させる覚悟で改革をしたので、この改革の先にある状態をみんなで見守ってくださいと言われたことは、そのまま議会人としてもお受け止めいたしますし、村民の方もそれを受け止めた上で、また温かい目で、もしくはお叱りをする厳しい目で村を見守っていってもらえるものだと思っています。

最後に、質問の中で、ちょっとまた村長に厳しい質問をすることになろうかと思います。

今回の機構改革の背景にあるのは人口減少である。それから、その人口減少をもとに持続可能な村が維持できない。その中に、一番重要なスタッフである役場というものが維持できないかもしれないというところの言葉の中に、まず真っ先に言われたのが、職員に覚悟を持ってこの状態を頑張っていってほしい。そして、先ほどのお答えの中にあった、村民にも覚悟を持って一緒にやっていってほしい。僕に言わせると、聞こえはいいから、かっこいい話だなと思います。ただ、住民が覚悟を持たないと生活できない自治体に、果たして住みたいと思うのでしょうか。それから、覚悟を持たないと勤められないような職場に、この御時世にあえて勤めたいと思うのでしょうか。

そう思ったときには、村長、官民協働みたいなお考え方、本当にお好きなのはよく分かりますし、どんな物事でもみんなで一緒にやっという気持ちは痛いほど分かります。ただし、行政の立場としては、住民は何も考えずに平々凡々で幸せな人生を送っていけるから、私たちがそれを陰で支えるのだから安心してお暮らしてくださいと言える村であってほしいという希望を基に、再度この覚悟というあまりにも重いものを村民、それから職員に投げかけようとしていた村長に対してはちょっと厳しい質問になりますけど、本当に「覚悟」という言葉が正しいのでしょうかという質問をしたいと思います。

○議長（今井美和君）

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

「覚悟」という言葉を使ったことがお気に召さなかったということかなあと。ですかね。

しかし、その意味合いは、お互いに考えは違うところでございます。私は、危機感を皆さんに持っていただきたいのは事実だと思っています。これを隠して大丈夫よ大丈夫よといって安心させて、

結果とんでもないことになったと、このようになりたくない。これは職員のみannaにも言いたいことですし、議会の先生方、そして村民の皆さん方にも決して楽な状態ではないことだけはしっかりと考えておっていただきたい。この村が嫌で出ていくという発想は、私はしません。一生懸命やっておることによって、この村に住んでよかったとっていただける村民の皆さん方になっていただきたいという、これは村長の思いでございますので、議員とは考えは異なるところだと思て、答弁がその分についてはできません。以上です。

〔6 番議員挙手〕

○議長（今井美和君）

6 番。

○6 番（桂川一喜君）

ありがとうございました。

C A T Vでこの一般質問が流れますということで、このやり取りがぜひとも住民の皆さんから十分な興味がいただけて、面白かったよと言ってもらえるようなことを期待しまして、本日の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（今井美和君）

ここで暫時休憩とします。

午前11時07分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第6、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定について。東白川村公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。令和7年3月4日提出、東白川村長。

1. 施設の名称、宮代オートキャンプ場、指定管理者、名称、N P O法人青空見聞塾、所在地、東白川村五加1349番地、指定の期間、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。以上でございます。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第7、議案第4号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

議案第4号 東白川村税条例の一部を改正する条例について。東白川村税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村税条例の一部を改正する条例。

東白川村税条例（昭和30年東白川村条例第98号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、過去に改正された法律に対応する語句の修正が行われていない条文や条ずれ、項ずれについて改正するものです。

本文の朗読と新旧対照表の朗読は、さきに説明済みのため省略させていただき、118ページ、附則からお願いします。

附則、この条例は公布の日から施行する。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第8、議案第5号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

議案第5号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。

次のページをお願いします。

東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険税条例（平成21年東白川村条例第32号）の一部を次のように改正する。

今回の改正は、法律の改正により、対応する条例の賦課限度額について改正を行うものです。税率の改正は行いません。

本文の朗読と新旧対照表の朗読は、さきに説明済みのため省略させていただき、附則からお願いします。

附則（施行期日）1. この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）2. この条例による改正後の東白川村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第9、議案第6号 東白川村選奨生修学資金利子補給条例を廃止する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課課長 渡辺泰司さん。

○教育課課長（渡辺泰司君）

議案第6号 東白川村選奨生修学資金利子補給条例を廃止する条例について。東白川村選奨生修学資金利子補給条例を廃止する条例を別紙のとおり提出する。令和7年3月4日提出、東白川村長。次のページをお願いします。

東白川村選奨生修学資金利子補給条例を廃止する条例。

東白川村選奨生修学資金利子補給条例（昭和47年東白川村条例第19号）は、廃止する。

附則（施行期日）この条例は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）この条例の適用日前に、廃止前の東白川村選奨生修学資金利子補給条例の規定に基づき、選奨生として採用を決定された者に対する同条例の規定の適用については、改正後もその効力を有する。

この廃止条例につきましては、内容につきましてはさきの議会全員協議会で説明させていただいておりますが、本制度の指定融資機関であるめぐみの農協東白川支店からのお申出があり、それに基づいた協議の結果、廃止とするものでございます。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村選奨生修学資金利子補給条例を廃止する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村選奨生修学資金利子補給条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号から議案第13号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第10、議案第7号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から日程第16、議案第13号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議案第7号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第7号）。令和6年度東白川村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,505万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億9,603万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」

による。

（地方債の補正）第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。令和7年3月4日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正の朗読を省略させていただき、6ページ、第2表 繰越明許費から説明をさせていただきます。

第2表 繰越明許費。

2款1項、事業名、企画費一般（家庭裁判所予納金）、金額100万円。管財人制度活用に係る案件が6年度中に終了しなかったための繰越しでございます。

8款2項、道路メンテナンス補助事業（宮洞橋補修工事）、金額2,320万円でございます。

同じく8款2項、交通安全対策（通学路緊急対策）事業（木屋下線道路改良工事）の4期工事でございます。金額2,877万9,000円。

同じく8款2項、交通安全対策（通学路緊急対策）事業（木屋下線道路改良工事に係る水道管支障移転補償費）、金額710万円でございます。

次のページを御覧ください。

第3表 債務負担行為補正。

（追加）事項、期間、限度額の順に朗読をさせていただきます。

例規執務サポートシステムデータ等作成業務委託、令和7年度、88万円。

例規執務サポートシステム使用許諾、令和7年度、145万2,000円。

不燃物収集運搬業務委託、令和7年度、319万円でございます。

今回の債務負担行為補正は、2月の全協でも御説明いたしましたが、全て令和7年4月1日から8年3月31日までの履行期間となる委託料等となります。以上でございます。

次のページを御覧ください。

第4表 地方債補正。

（変更）起債の方法、利率、償還の方法については、変更前と変更後は同じでございますので、省略させていただき、変更点のみ説明をします。

起債の目的、過疎対策事業、変更前限度額1億100万円を変更後限度額9,810万円に290万円引き下げます。

起債の目的、過疎対策事業（ソフト）、変更前限度額3,740万円を変更後限度額3,630万円に110万円引き下げます。

次に、起債の目的、臨時財政対策債、変更前限度額1,000万円を変更後限度額300万円に700万円引き下げます。以上でございます。

次に、10ページからの事項別明細書の説明を省略させていただき、12ページ、歳入をお願いします。

2. 歳入。

2款1項1目、村民税の個人分でございます。補正額641万円の減額です。均等割50万9,000円の

減、所得割635万3,000円の減、修正申告、退職所得分が45万2,000円の追加でございます。

10款1項1目地方交付税、補正額1,017万7,000円の減額でございます。普通交付税で収支のバランスを取るものでございます。

11款2項3目民生費負担金、補正額89万4,000円の減。説明欄を御覧ください。養護老人ホーム入所者負担金が確定により89万5,000円の減額、ホームヘルパー派遣負担金、これは村単ヘルパーの負担金でございますが、1,000円の追加でございます。

12款1項3目民生費使用料、補正額30万7,000円の減。せせらぎ荘利用料（居住利用者分）21万8,000円の減額、せせらぎ荘利用料（居室利用料）は9,000円の追加、せせらぎ荘利用料（独居老人等）は9万8,000円の減額でございます。これにつきましては、居住利用者のデイサービス分の減額となっておりますし、村単デイサービスの利用料につきましては独居老人等というところでございます。

6目農林水産業費使用料でございますが、28万8,000円の減額。これにつきましては、農業費使用料のほうでは中川原水辺公園施設使用料を確定により4万8,000円の追加、林業費使用料ではウッドハイム神付住宅使用料と住宅共益費がそれぞれ30万円と3万6,000円の減額でございます。

続きまして、8目土木費使用料でございますが、280万6,000円の減額。道路橋梁費使用料では、道路占用使用料が2万1,000円の追加、法定外公共物占用使用料が3,000円の追加、いずれも確定によるものでございます。

続きまして、3節の住宅費使用料ですが、283万円の減額でございます。これにつきましては、特定賃貸住宅使用料は67万8,000円の減額、村営住宅使用料が195万9,000円の減額、共益費は17万7,000円の減額と滞納繰越分が9,000円の追加、定住促進住宅使用料5万1,000円の減額、村営住宅使用料（滞納繰越分）は2万6,000円の追加、いずれも実績の見込みによるものでございます。

12款2項4目衛生費手数料でございます。補正額2万4,000円の追加。処理困難物収集手数料は2万4,000円の追加でございます。

13款1項3目民生費国庫負担金、補正額243万7,000円の減額でございます。介護保険低所得者保険料軽減負担金、確定により45万7,000円の減額。

次のページを御覧ください。

3節保健福祉費負担金ですが、障害者自立支援給付費負担金が320万8,000円の減額、障害児入所給付費等国庫負担金が5,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。5節児童福祉総務費負担金ですが、123万3,000円の追加でございます。児童手当交付金でございます。

13款2項2目の総務費国庫補助金でございますが、927万2,000円の減額。これにつきましては、1節総務管理費補助金がデジタル基盤改革支援補助金、交付決定によるものでございますけれども、927万2,000円の減額。

次へ行きますと、3目民生費国庫補助金につきましては、地域生活支援事業費補助金が、これも交付決定により4万9,000円の減額。

4目衛生費国庫補助金につきましては、浄化槽設置補助金が確定見込みにより78万9,000円の減

額。

8目土木費国庫補助金は、1節の土木管理費補助金のほうが木造住宅耐震補強工事国庫補助金で、これは工事がなく23万円の減額。続きまして、道路橋梁費補助金につきましては防災安全交付金で、確定により6万9,000円の減額でございます。

3項2目の総務費国庫委託金につきましては6,000円の追加でございます。自衛官募集事務委託金となります。

14款1項3目民生費県負担金でございますが、補正額214万9,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。いずれも交付決定によるものでございます。3節の保健福祉費負担金につきましては、障害者自立支援給付費負担金が交付決定により160万9,000円の減額。児童手当負担金につきましては、24万5,000円の確定によるものでございます。

5目の県移譲事務交付金でございますが、7,000円の減額でございます。説明欄はいずれも確定によるものでございます。

続きまして、8目の土木費県負担金1,802万円の減額でございます。これにつきましても確定によるもので、地籍調査負担金が971万7,000円の減額、社会資本整備円滑化地籍整備事業交付金が830万3,000円の減額でございます。

2項3目民生費県補助金でございますが、補正額は4万3,000円の追加。説明欄を御覧ください。地域生活支援事業費補助金は2万4,000円の減額でございます。次のページでございますが、4節老人福祉費補助金で高齢者在宅福祉活動事業補助金、これは老人クラブの活動補助金でございますけれども、6万7,000円の追加。確定によるものでございます。

4目の衛生費県補助金ですが、97万4,000円の減額。岐阜県小児がんワクチン再接種費用補助金が7万5,000円の減額、骨髓移植ドナー等助成事業費補助金が10万5,000円の減額、いずれも該当者がなく減額となるものでございます。6節廃棄物対策費補助金ですが、浄化槽設置補助金、確定により79万4,000円の減額でございます。

6目農林水産業費県補助金ですが、185万6,000円の減額でございます。1節の農業費補助金では農業委員会交付金が9万4,000円の追加、地産地消事業補助金が5,000円の減額、県単農業施設整備補助金が34万円の減額、農地利用最適化交付金が7万5,000円の減額、いずれも交付決定によるものでございます。林業費補助金につきましては、153万円の減額でございます。岐阜県地域森林監理士活用事業補助金2万8,000円の減額、岐阜県林業就業移住支援事業補助金45万円の減額、公共林道事業補助金が105万2,000円の減額でございます。

次に、8目土木費県補助金ですが、土地利用規制等対策費交付金6万8,000円の追加、木造住宅耐震補強工事県費補助金が30万円の減額。これにつきましては対象者がございませんでした。国県道樹木伐採事業費補助金32万4,000円の減額でございます。

9目の消防費県補助金につきましては、1万1,000円の減額となっておりますが、避難所運営推進事業費の補助金の確定によるものでございます。

15款1項2目利子及び配当金でございますが、財政調整基金利子が8万6,000円、一番下の株配

当金が2万7,000円、次のページのふるさと思いやり基金利子が3,000円、一番下の保育園及び学校施設整備基金利子が1万1,000円、あとの利子は1,000円ずつの追加となるものでございます。

2目財産売却収入につきましては、1目生産物売却収入288万4,000円の追加。これにつきましては、村有林の生産材の売却収入でございます。

16款1項1目一般寄附金は10万円の追加。一般寄附金として10万円、1件分でございますが、追加をするものでございます。

2目の指定寄附金につきましては、総務費指定寄附金の9,405万5,000円の追加でございますが、これにつきましてはふるさと思いやり基金指定寄附金でございます。11月から1月分の金額となります。11月が1,893万7,000円、12月が6,798万8,000円、1月が713万円、全部ふるさと納税でございます。

次のページを御覧ください。

17款1項1目財政調整基金繰入金が5,000万円の追加でございます。財政調整基金の繰入金です。あとの歳出のほうで説明をいたします。

19款2項1目村預金利子1,000円の追加でございます。これは歳計現金預金の利子でございます。

19款4項4目の雑入でございますが、590万円の追加でございます。説明欄にあるとおりでございます。

20款1項6目農林水産業債でございますが、400万円の減額。説明欄を御覧ください。農地流動化奨励事業が110万円の減額、公共林道事業が110万円の減額、基幹農道五葉・神付線補修修繕工事は40万円の減額、ふるさと企画機器整備事業につきましては140万円の減額でございます。

13目の臨時財政対策債につきましては、700万円の減額。臨時財政対策債の減額となります。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額9,327万8,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。総務一般管理費でございますけれども、9,320万7,000円の追加でございます。職員手当から共済費までは人件費の補正となっております。需用費の消耗品費の中に庁舎管理用消耗品4万円の追加となっておりますが、これにつきましては機構改革に伴い、課とか係名のプレート等を購入するものでございます。積立金、ふるさと思いやり基金積立金は9,405万9,000円の追加でございます。

職員厚生費につきましては、産業医の委託料を確定に伴い10万円を減額するものでございます。

公共交通事業につきましては、バスキャッチシステムGPS機器と書いてございますが、17万1,000円の追加。これにつきましては、うちのこバスが今現在どこを走っているかということが、タブレット端末ですとか、スマホですとか、あるいはパソコンですとかで見ることができるというシステムでございます。車の中のシガーライターソケットに差し込むような小さな形状のものでございます。

続きまして、3目の財政管理費でございますが、1,000円の追加でございます。これにつしまし

ては、減債基金積立金の利子分の積立てでございます。

4 目会計管理費が58万8,000円の追加。説明欄を御覧ください。口座振替手数料の不足分の追加でございますが、10月から負担増となったために追加をするものでございます。

5 目財産管理費でございますが、67万5,000円の減額でございます。庁用車管理費で実績見込みということで、燃料費を50万円ほど減額いたします。それから、手数料で、タイヤ交換手数料につきましても10万円の減額となっておりますが、これにつきましては外注を予定しておりましたが、自前で行ったことにより減額したものでございます。

次に、行政情報化推進費でございますが、7万5,000円の減額。消耗品費の事務機器等消耗品につきましては、これも機構改革に伴いLANケーブル等を購入するための費用でございます。それから、使用料につきましては電子コピー使用料、これは実績により10万円減額するものでございます。

次に、総合行政情報システム運営費につきましては、特定財源の2,000円が減額になっておりますが、デジタル基盤改革支援補助金の確定に伴う財源補正となっております。

次に、6 目の企画費でございます。19万7,000円の減額でございます。官民協働のむらづくり体制構築事業につきましては、報償費のほう、集落づくり講師謝金、それから費用弁償、講師費用弁償、それから講師宿泊負担金ということ、これは組替えを行ったものでございます。報償費を4万円減額して、旅費と負担金のほうに3万円と1万円を追加するという組替えでございます。

それから、日本で最も美しい村推進事業につきましては19万7,000円の減額でございます。これにつきましては負担金の確定による減額でございまして、日本で最も美しい村連合負担金につきましては10万6,000円の減額、それから総会等の参加負担金につきましては9万1,000円の減額となっております。

次に、10目の地域情報化事業費でございますが、28万6,000円の追加でございます。CATV使用料で9万5,000円の追加でございますが、これはインターネットの接続利用料の不足見込み分が9万5,000円の追加ということでございます。

それから、その次のページを御覧ください。

CATV機器管理運営費でございますが、需用費で電気使用料4万5,000円の追加。それにつきましても不足見込み分でございます。役務費につきましては障害保険料、これも不足見込み分で4万7,000円の追加。工事請負費が施設委託工事費でございます。9万9,000円の追加でございますが、これは宅内工事として移設のケースと加入者のケースの工事が含まれております。

次に、2 項 2 目の賦課徴収費は3万2,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。賦課徴収費が14万円の追加でございますが、村税還付償還金、村県民税の不足分を補正するものでございます。

その下の税務情報化推進費につきましては10万8,000円の減額。地方税共通納税システム使用料の減額でございます。これにつきましては、地域振興課のほうで予算化をしておるということで皆減となっております。

次に、3項1目の戸籍住民基本台帳費は901万8,000円の減額でございます。委託料で戸籍システム標準化・共通化に係る委託料の減額でございますが、これは令和6年度に予定していた戸籍システムの標準化に係る一部の業務が令和7年度以降に実施されることになったことに伴い、901万8,000円を減額するものでございます。ちなみに、特定財源の927万円につきましてはデジタル基盤改革支援補助金でございます。

4項1目選挙管理委員会費は20万円の減額でございます。説明欄を御覧ください。衆議院議員選挙が確定したことによる職員手当、需用費のそれぞれ減額でございます。

5目の岐阜県知事選挙費につきましては60万円の減額でございます。これにつきましても、確定見込みにより会計年度任用職員の報酬、それから職員手当のほうを削るものでございます。

次のページを御覧ください。

3款1項1目の住民福祉費でございます。75万6,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。まず、国民健康保険特別会計繰出金につきましては21万4,000円の追加でございます。後期高齢者医療費の繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計繰出金で97万円の減額でございます。

次に、2目の福祉医療費でございますが、これにつきましては、福祉医療費の過年度分の戻入れ金が入ったことによります財源補正となっております。

次に、3目の保健福祉費でございますが、495万2,000円の減額でございます。まず、介護保険特別会計繰出金につきましては78万3,000円の減額で、確定によるものでございます。

次に、保健福祉費一般につきましては、人件費が1万4,000円追加をするものと、積立金で社会福祉施設基金積立金1万1,000円を積み立てるものでございます。

次に、障がい福祉サービス事業につきましては、障害者自立支援給付費負担金の確定によります財源補正となっております。

福祉生活支援事業につきましては、つちのこ商品券の配付するものでございますけれども、これも確定により8万5,000円の追加でございます。当初170件を予定しておりましたが、実績として153件ということで、その差の分を減額するものでございます。

次に、【重点支援】低所得者世帯支援給付金事業（新たな非課税世帯等給付金）につきましても、確定により、まず低所得世帯支援給付金（非課税世帯）分につきましては80万円の減額、それから低所得世帯支援給付金（均等割のみ課税世帯）につきましても374万円の減額でございます。

次のページでございますが、【重点支援】低所得者世帯支援給付金事業（住民税非課税世帯）のこれは委託料の不足分ということなんです、これは12月補正をさせてもらった分ですが、システム改修費用が足りなかったもので、これで43万1,000円ほど追加をするものでございます。

4目老人福祉費でございます。606万4,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。まず、老人福祉費一般は112万7,000円の減額でございます。需用費、修繕料のせせらぎ荘配管設備修繕料とありますが、これは減圧弁の取替えでございます。19万1,000円の追加。次に工事請負費ですが、せせらぎ荘の特殊浴槽更新工事、これはスロープエースというやつですが、これが確定により37万

1,000円の減額。備品購入費につきましては、せせらぎ荘の備品、食堂のテーブルでございますが、これにつきましても確定により29万4,000円の減額でございます。それから、負担金のところでは白川町特別養護老人ホーム設備更新負担金となっておりますが、これはサンシャイン美濃白川のベッドの更新の分の負担金でございます。確定により65万3,000円の減額となっております。

次に、老人ホーム入所措置事業でございますが、まず報償費のほうでは老人ホーム入所判定委員謝金が1万5,000円の減額、扶助費のほうで老人ホーム措置費負担金254万5,000円の減額でございます。いずれも実績見込みによるものでございます。

次に、介護予防・地域支え合い（軽度生活援助）でございますが、これにつきましては1,000円の村単ヘルパーの派遣負担金が入ってきたことによる財源補正でございます。

次に、介護予防・地域支え合い（生きがい対応デイサービス）は185万1,000円の減額。これは委託料でデイサービス運営委託料が減額、これも確定によるものでございます。

それから、その次の生活援助員設置事業でございますが、入所者居室利用料が増えたことによる財源補正でございます。

それから、地域包括支援センター運営事業につきましては、36万円の減額。これにつきましては、予防給付ケアプラン作成業務委託料が確定見込みになったことによるものでございます。社会福祉協議会に支払うものでございます。

次のページを御覧ください。

緊急通報体制整備事業は12万3,000円の減額。これにつきましては緊急通報業務委託料でございますけれども、当初の予定は16台分を予定しておりましたが、実績として11台ということで、その差額を減額するものでございます。

次に、老人クラブ助成事業4万3,000円の減額でございます。老人クラブ活動補助金の決算見込みにより4万3,000円減額するものでございますが、特定財源を見ていただきますと、活動事業費の補助金として6万6,000円入ってきておりますので、財源補正も併せて行うものでございます。それから、老人クラブ連合会活動促進事業につきましては、これは財源補正1,000円分でございます。

次が、2項の児童福祉費でございますが、2項1目児童福祉総務費24万7,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。まず児童手当交付事業につきましては、扶助費で決算見込みにより35万円の減額。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金事業につきましては、前年度精算分の返還金が増えたための補正でございます。償還金、利子及び割引料10万3,000円追加でございます。

その次に、2目の認可保育所費につきましては178万4,000円の減額でございます。みつば保育園運営費で178万4,000円の減額でございますが、これにつきましては保育園給食業務委託料の減額、決算見込みによるものでございます。

次に、4款1項1目保健衛生総務費2,997万6,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。保健衛生総務費でございますが、人件費と、委託料では社会保障・税番号制度システム（健康管

理)整備委託料が決算見込みにより14万9,000円の減額。それから、繰出金は診療所特別会計運営費繰出金3,000万円を追加するものでございます。

2目予防費でございますが、355万3,000円の減額でございます。予防接種事業につきましては334万3,000円の減額でございますが、補助金で予防接種等助成金につきましては、インフルエンザ予防接種の助成金につきまして56万4,000円の減額、新型コロナの予防接種につきましては262万6,000円の減額でございます。それから、小児がん患者等ワクチン再接種費用助成金につきましては15万円の減額でございます。いずれも実績の見込みによるものでございます。

それから、がん検診につきましては、補助金、骨髄移植ドナー等助成金が21万円の減額。これにつきましては、該当者がいなかったための減額でございます。

3目母子健康センター費でございますが、7万4,000円の追加でございます。母子保健事業7万4,000円の追加で、前年度母子保健衛生費国庫補助金返還金が追加になるものでございます。精算によるものでございます。

5目の環境対策費が1,296万6,000円の減額でございます。人件費と、それから需用費が6万8,000円の追加で、次のページを御覧ください。それから、負担金の簡易水道事業会計補助金、これは事業会計の繰出金になるものですが、1,289万8,000円の減額でございます。

自然保護事業につきましては、景観保全事業補助金が確定による不用額の補正ということで15万円の減額でございます。

次に、6目廃棄物対策費でございます。452万2,000円の減額でございます。一般廃棄物対策事業につきましては、これはPTAの資源回収の補助金が5万円の追加でございます。生活排水対策事業につきましては、補助金で合併浄化槽への切替奨励補助金で84万円の減額、小規模集合排水処理事業会計補助金が129万5,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。

次に、6款1項1目農業委員会費3万7,000円の減額でございます。農業委員会活動費で3万7,000円の減額ですが、旅費の費用弁償で、委員等の費用弁償の事業確定による減額でございます。

次に、3目の農業振興費でございます。381万7,000円の減額でございます。まず耕作放棄地対策事業につきましては、農地流動化奨励補助金が決算見込みにより107万3,000円の減額、農業振興費各種補助金につきましては、補助金で機械化営農対策事業補助金、これはみのり農業機械のものでございますが、これは皆減で100万円の減額。第3セクター運営補助金、これもみのりでございますが、57万3,000円の減額でございます。

次に、茶業振興対策事業でございますが、これも補助金でございますが、決算見込みによる減額で、村単茶樹改植事業補助金につきましては20万円、防霜施設整備補助金については5万6,000円、茶業経営改善支援補助金につきましては58万6,000円のいずれも減額でございます。

次に、農業振興費各種負担金でございます。職員研修負担金が1万3,000円の減額、可茂米麦改良協会負担金につきましては5,000円の減額、美濃白川就農応援会議会費が9,000円の減額、県女性農業経営アドバイザーいきいきネットワーク負担金が7,000円の減額、いずれも確定によるものでございます。

集落支援機構運営事業につきましては、これも事業確定によるもので、全体で29万5,000円の減額でございます。まず旅費につきましては、3万円の追加でございます。会計年度任用職員の費用弁償でございます。これは残家財の処分分でございます。それから需用費でございますが、事業系消耗品費16万5,000円の減額。使用料につきましては、車借上料、これは堆肥の運搬用でございますが、14万円の減額。倉庫借上料、堆肥の保管用でございますが、2万円の減額でございます。

次に、5目山村振興事業費でございますが、144万円の減額でございます。山村振興事業費一般でございますが、諸団体補助金（ふるさと企画生ごみ処理機）が144万円、皆減でございます。これにつきましては、品種改良等で残渣が非常に減ったというようなことで、必要がなくなったために取りやめたものでございます。

6目畜産業費でございますが、9,000円の減額。これにつきましては通信運搬費、郵便料で事業確定により9,000円の減額でございます。

次に、7目農地費でございますが、122万9,000円の減額でございます。農地総務費、これも事業確定によるもので86万9,000円の減額。工事請負費では、基幹農道五葉・神付線舗装修繕工事が75万7,000円の減額。負担金では岐阜県土連特別賦課金が11万3,000円の減額、農用地等保全対策基金積立金が1,000円の増額でございます。

次に、中川原水辺公園管理費でございますが、屋外ステージ棟修繕工事の精算によります36万円の減額でございます。

次に、6款2項1目林業総務費でございます。補正額1万4,000円の減額でございます。説明欄を御覧ください。人件費と、使用料及び賃借料のところでは駐車場料金1万2,000円、タクシー代1万5,000円、それぞれ確定により減額でございます。積立金では、森林環境譲与税基金積立金、それから豊かな森づくり基金積立金、それぞれ1,000円ずつの追加でございます。

次に、2目の林業振興費でございますが、753万円の減額でございます。まず、有害鳥獣捕獲事業につきましては、特定財源のほうでその他3万7,000円が入っておりますが、これは過年度分の猟具等の購入補助金の戻入れでございます。それから、国県支出金の1,000円の減額につきましては、移譲事務の交付金による財源補正でございます。有害鳥獣捕獲事業でございます。

森林整備地域活動支援交付金事業につきましては34万4,000円の追加でございます。これにつきましては過年度分の補助金の返還金ということで、平成30年度からの間伐計画による間伐が未実施であったため、これは森林組合の事業ですが、34万4,000円を追加するものでございます。

それから、村有林管理事業でございますが、委託料、森林整備委託料でございますが、24万2,000円の減額。原材料費は、植栽用原材料2万8,000円の減額でございます。これは事業費の確定によるものです。

それから、企業参加型森林整備推進事業につきましては68万2,000円の減額でございます。消耗品で事務系消耗品が53万9,000円の減額。次のページを御覧ください。使用料及び賃借料では3万3,000円の減額、原材料費、植栽用原材料費も11万円の減額でございます。

次に、みなとモデル森と水ネットワーク会議事業でございますが、これも事業の確定によるもの

で、減額となります。旅費では15万6,000円の減額、需用費は5万5,000円の減額、使用料及び賃借料は1万円の減額でございます。

100年の森林づくり構想事業につきましては16万2,000円の減額。これも事業確定によるものでございます。報償費で15万円、需用費で7,000円、役務費で5,000円のそれぞれ減額でございます。

それから、林地台帳整備事業につきましては50万6,000円の減額でございます。森林管理システム保守委託料の減額となります。

次に、林業活性化担い手育成事業は591万円の減額でございます。これにつきましては補助金になりますが、林業活性化担い手育成補助金で531万円、東白川村林業就業移住支援事業補助金が60万円の減額、対象者がなかったこと、それから予定していた方が来られなかったことなどの理由で減額をするものでございます。

次に、全国木のまちサミット事業は12万3,000円の減額でございます。これにつきましては、事業費の確定による減額となっております。

次に、3目林道総務費でございますが、401万3,000円の減額でございます。林道総務費でございますが、まず参考図書代で1万円、工事請負費は林道前山谷線舗装工事で74万5,000円、林道新巢線舗装工事が325万8,000円のそれぞれ減額となっております。

7款1項2目地域づくり推進費でございます。1万7,000円の減額でございます。これにつきましては、フォレストスタイル事業で事業説明用のパンフレットの印刷費を確定により減額するものでございます。

次に、8款1項1目土木総務費でございます。12万8,000円の減額でございます。土木総務費一般では2万8,000円の減額でございます。これにつきましては、負担金で国道256号改良促進期成同盟会負担金が、総会議決により令和6年度の負担金がなしとなったために2万8,000円減額するものでございます。

官民協働の地域づくり支援事業につきましては10万円の減額でございます。自助努力による地域づくり支援事業（官民協働）事業補助金が、要望がなく皆減をするものでございます。

次に、2目の地籍調査費2,396万1,000円の減額でございます。地籍調査事業（負担金対象）につきましては1,292万8,000円の減額、それから地籍調査事業（交付金対象）につきましては1,103万3,000円の減額、いずれも事業確定によるものでございます。

次に、2項1目の道路橋梁維持費でございますが、補正額218万9,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業につきましては256万7,000円の追加。委託料で村道台帳整備委託料は160万円の減額、これは直営で実施したことにより減額するものでございます。それから、村道除雪等業務委託につきましては300万円の追加。これにつきましては1月末の残高が162万9,000円ということで、その後にもまだ大雪が降ったというようなことで、また追加をするものでございます。それから、国県道日照木等除去委託料、これは83万3,000円の減額、確定によるものでございます。原材料費は道路維持管理用原材料費、凍結防止剤になりますが、200万円を追加するものでございます。これにつきましても1月末現在で71万6,000円の残額でございました。

防災安全交付金事業でございますが、事業確定により85万6,000円の減額でございます。工事請負費で村道沢尻線路面修繕工事の2期分でございます。

緊急自然災害防止対策事業につきましては61万4,000円の減額。委託料では、落石対策工事積算業務委託料が50万円の減額、工事請負費で前山線法面对策工事が11万4,000円の減額でございます。

交通安全対策（通学路緊急対策）事業につきましては328万6,000円の減額。工事請負費で上親田線落石対策工事（村単分）でございます。328万6,000円の減額です。

3項1目住宅管理費につきましては84万円の減額でございます。住宅管理費のほうで、木造住宅耐震補強工事補助金が、要望がなく皆減でございます。

○議長（今井美和君）

そこから午後にします。

暫時休憩とします。

午後0時00分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計の9消防費からお願いします。

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

それでは、36ページをお願いします。

9款1項1目非常備消防費でございます。補正額18万8,000円の減額です。説明欄を御覧ください。消防総務費でございますが、事業確定によるものでございます。旅費は正副団長等費用弁償が10万円の減額、それから負担金でございますが、団員福祉共済保険負担金が10万円の減額、煙火消費の許可等委譲事務負担金が1万2,000円の追加でございます。

次に、3目の災害対策費でございます。32万5,000円の減額でございます。これも確定による不用額の補正となります。委託料では、無線局設備等点検委託料が22万5,000円の減額、使用料では避難所NHK受信料が10万円の減額でございます。

10款1項2目事務局費でございます。教育委員会事務局費で、学校施設整備基金積立金の利子分1万2,000円の積立てを追加するものでございます。

次に、2項1目学校管理費、小学校でございますが、165万4,000円の追加でございます。小学校管理費一般3万4,000円の追加、これは職員共済組合負担金の追加でございます。小学校施設営繕費162万円の追加でございます。施設修繕料でございますが、内容は体育館のバスケットゴールの修繕と3か所の外灯の修繕でございます。

次に、小学校教育振興費一般でございます。7万円の追加でございます。教材用消耗品となっておりますが、試験田の電気柵、鳥獣保護柵というか、電気柵を設置するものでございます。その

財源でございますが、特定財源の場合となりますと、その他に5万円とありますけれども、これは教育費指定寄附金を使うものでございます。

次に、3項1目学校管理費、補正額1,000円の追加でございます。中学校管理費一般で、これは中学校の基金利子の積立金で1,000円でございますし、その下の中学校の教育振興費一般でございますが、教材用消耗品として5万1,000円追加となっておりますが、これはまき割り機5台を購入する予定でございます。これにつきましても、先ほどの小学校と同じでございますが、特定財源5万円につきましては寄附金でございます。

次のページを御覧ください。

12款1項1目、公債費の元金の補正でございます。補正額は5,030万7,000円の追加でございます。説明欄を御覧ください。これにつきましては、村債の償還元金でございますが、繰上償還分として5,029万3,000円と、その繰上償還の手数料ということで1万4,000円を追加するものでございます。一般会計は以上でございます。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

議案第8号 令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。令和6年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ511万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,134万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月4日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページ、歳入からお願いします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税、補正額380万円の減。説明欄を御覧ください。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、それぞれ年度内加入者の減少により減額するものです。

3款1項1目保険給付費等交付金、補正額44万2,000円の増。説明欄を御覧ください。それぞれ交付決定により増額するものです。

2目国庫負担金減額措置対策費補助金8万9,000円の減。補助金の額の確定により減額するものです。

4款1項1目利子及び配当金、補正額2,000円の増。説明欄を御覧ください。それぞれの基金利子です。

次をお願いします。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額21万4,000円の増。説明欄を御覧ください。5つの項目でそれぞれ交付決定によるものです。

5款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額1,000円の減。基金からの繰入れはないため、予算を起こすものです。

6款1項1目繰越金、補正額835万円の増。説明欄を御覧ください。前年度繰越金を充当するものです。なお、このうちの500万円は、説明しましたように基金に積み立てるものです。

次のページをお願いします。

歳出。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、補正額10万円の減。療養給付費分を見込みにより10万円減額するものです。

3目の一般被保険者療養費10万円の増。療養費分の給付費を10万円、増額見込みにより増額するものです。

6款1項1目国民健康保険基金積立金、補正額500万円の増。前年度繰越金の一部を積立てするものです。

7款2項2目直営診療施設勘定繰出金、補正額11万8,000円の増。交付決定により、診療所への繰出金を増額するものです。

国保特別会計は以上です。

介護をお願いします。

議案第9号 令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）。令和6年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億471万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月4日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額78万3,000円の増。補助金の減少分を増額予算化するものです。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額35万円の増。給付費の国の負担分を増額するものです。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額35万円の減。給付費の県負担分を減額するものです。

6款1項5目介護保険料軽減事業繰入金、補正額78万3,000円の減。補助金の交付決定により減額するものです。

10款1項1目利子及び配当金、補正額4,000円の増。介護給付費準備基金の利子を積み立てるものです。

次のページをお願いします。

歳出。

2款1項1目居宅介護サービス給付費、補正額900万円。給付費の増加を見込み、増額するもの

です。

2 目施設介護サービス給付費、補正額700万円の減。給付費の減少を見込み、減額するものです。

4 目居宅介護住宅改修費80万円の減。給付費の減少を見込み、減額するものです。

2 款 3 項 1 目高額介護サービス費、補正額120万円の減。給付費の減少を見込み、減額するものです。

4 款 1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、補正額4,000円の増。利子の積立てをするものです。以上です。

○議長（今井美和君）

国保診療所事務局長 安江輝彦さん。

○診療所事務局長（安江輝彦君）

議案第10号 令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）。令和6年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,047万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月4日提出、東白川村長。

2 ページから4 ページの第1表 歳入歳出予算補正、5 ページ、6 ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7 ページから説明をさせていただきます。

2. 歳入。

1 款 1 項 3 目外来収益、補正額1,160万8,000円の減。説明欄を御覧ください。外来収益（現年度分）ですが、コロナ禍以降の長期投薬等で減収の見込みとなるためです。

同じく4 目保健予防活動収益、補正額330万6,000円の減。説明欄を御覧いただき、予防接種受託料ですが、インフルエンザ予防接種、それから新型コロナの予防接種の事業費確定見込みによるものです。

次に、1 款 2 項 1 目老健収益、補正額1,603万3,000円の減。こちらは現年度分でございますが、こちらもコロナ等により御利用を控えていただいたこともありまして、減収の見込みとなるためです。

次に、2 款 2 項 1 目手数料、補正額35万円の減。説明欄を御覧いただきまして、証明書等文書手数料、確定見込みによるものです。

次に、3 款 2 項 1 目、県支出金、医業費補助金11万7,000円の増。こちらは岐阜県高齢者施設等物価高騰対策支援金、老健施設が対象となっております。

続いて、8 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目利子及び配当金、補正額1,000円の増。医療設備整備基金利子でございます。

次に、5 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額3,000万円の増。一般会計繰入金、運営費分で、先ほど御説明いたしました外来収益、介護収益の減収見込みによる補正をお願いするものです。

続いて、6款1項1目繰越金、補正額41万8,000円の減。前年度繰越金です。収支のバランスを取っております。

次に、7款1項1目雑入、補正額7万2,000円の減。説明欄のがん検診料、個人負担分の減によるものです。

9ページをお願いします。

8款1項1目指定寄附金、補正額20万円の増。診療所施設整備指定寄附金を2名の方からいただいたものです。

次のページをお願いします。

3. 歳出。

1款1項1目、総務費、一般管理費、補正額4万8,000円の増。説明欄を御覧ください。職員手当等1万円の減、共済費12万4,000円の追加、委託料6万6,000円の減はエレベーター点検委託料ですが、旧診療所の入院棟のエレベーターの分です。こちらは利用者、利用の見込みがないということで減額するものです。

それから、2款1項1目、医業費、一般管理費、補正額183万7,000円の減。説明欄を御覧ください。医業一般管理事業で給料、会計年度任用職員135万8,000円の追加。職員手当、期末手当181万7,000円の減、勤勉手当で137万8,000円の減、人件費の確定見込みにより補正するものです。

続いて、2目の医療管理費、補正額12万円の追加。説明欄を御覧いただき、医療事業で需用費、修繕料ですが、医療機器の修繕料になりまして、こちらは診療所の外来にあります心電計という機械の故障に伴う修理、修繕料をお願いするものです。

次のページ、3款1項1目基金積立金、補正額20万円の増。先ほど歳入で御説明をいたしました国保診療所特別会計に寄附をいただきまして、医療設備等整備基金積立金で積み立てるものです。

診療所特別会計については以上です。

○議長（今井美和君）

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

議案第11号 令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。令和6年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ97万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,261万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年3月4日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表 歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただき、7ページの歳入からお願いします。

4款1項1目一般会計繰入金、補正額97万1,000円の減。説明欄を御覧ください。保険基盤安定分の繰入金を交付決定により減額するものです。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額1,000円の増。収支の調整です。

次のページをお願いします。

歳出。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額97万円の減。説明欄を御覧ください。広域連合負担金のうち、保険料等分の額の確定により減額するものです。以上です。

○議長（今井美和君）

建設環境課長 有田尚樹さん。

○建設環境課長（有田尚樹君）

議案第12号 令和6年度東白川村簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条 令和6年度東白川村簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度東白川村簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入ですが、第1款第1項営業収益を78万円減額しまして4,746万7,000円、2項営業外収益を164万5,000円増額しまして1億7,265万円に、収入の合計を2億2,011万7,000円とするものです。

支出ですが、第2款第1項営業費用を86万5,000円増額しまして2億1,115万6,000円に、支出の合計を2億2,011万7,000円とするものです。

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第3款第1項企業債を2,600万減額しまして1,040万円に、第4項補助金を2,712万4,000円減額しまして8,502万9,000円に、第5項補償金を1,334万6,000円減額しまして1,994万9,000円に、収入の合計を1億1,537万8,000円とするものです。

支出でございますが、第4款第1項建設改良費を6,688万8,000円減額しまして5,615万1,000円に、第3項基金積立金を41万8,000円増額しまして83万6,000円に、支出の合計を1億9,080万7,000円とするものです。

第4条 予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正し、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

簡易水道事業債の借入限度額を変更し、3,640万円を2,600万円減額補正しまして1,040万円とするものでございます。その他の起債の方法、利率、償還の方法の変更はございません。

第5条 予算第6条中「939万8,000円」を「946万3,000円」に改める。

第6条 予算第7条中の「2億614万2,000円」を「1億9,324万4,000円」に改める。

第7条 予算第8条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）第9条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、水道水の水質検査委託業務、限度額132万円。

簡易水道ユーティリティ調達他委託業務、限度額2,494万8,000円。

簡易水道公営企業アドバイザリ業務委託、限度額110万円。

簡易水道事業公営企業会計システム使用料、限度額163万5,000円。

これらの業務の当該年度以降の支払義務発生予定額、財源については記載のとおりとなります。
令和7年3月4日提出、東白川村長。

そうしましたら、4ページの実施計画書から11ページの令和6年度の予定貸借対照表までは参考資料になりますので、そうしましたら16ページを御覧ください。

附属書類にて説明をさせていただきます。

収益的収入ですが、1款1項1目1節水道使用料、補正額78万円の減。収入見込みによるものです。

1款2項1目2節基金利息です。補正額1,000円の増。簡易水道の基金利息となります。

続きまして、1款2項2目1節他会計補助金、補正額が122万6,000円の増。一般会計の補助金の増になります。

1款2項5目1節分担金、補正額41万8,000円の増。加入者分担金1口分でございます。

収益的支出になりますが、2款1項2目36節工事請負費、補正額80万円の増。水道管の漏水による緊急対応のための工事費でございます。

2款1項4目業務費、補正額2万7,000円の減。

2款1項5目総係費ですが、補正額9万2,000円の増。ともに人件費の補正になります。

19ページを御覧ください。

続いて、資本的収入及び支出でございますが、今回の補正の主な内容でございますが、令和6年度予算で計上しておりました曲坂水源系の機器更新について関係する財源、費用を減額させていただきます。これは、令和5年度の国の前倒し事業にて令和5年12月に補正をさせていただき、機器更新事業を令和5年度の繰越事業にて今やっておるところでございます。不用の額を減額させていただきます。そしてもう一点、県関係の砂防工事や農村整備関係の水道管移転工事の積算に伴う額の確定による補正になります。

そうしましたら、内訳を説明します。

収入ですが、3款1項1目企業債が補正額2,600万円の減、簡易水道事業債の減額です。

3款4項2目県補助金、補正額1,300万円の減。生活基盤施設耐震化等という交付金の減でございます。

続いて、3款4項3目他会計補助金、補正額1,412万4,000円の減。一般会計補助金でございます。

3款5項1目補償金で、補正額1,334万6,000円の減。水道管移転に係る県の補償金でございます。支出。

4款1項3目15節委託料、補正額583万円の減。皆減でございます。

4款1項3目36節工事請負費4,290万円の減、皆減でございます。

4款1項4目36節工事請負費、補正額1,815万8,000円の減。これについては県関係の補償工事でございます。

4款3項1目1節基金積立金、補正額41万8,000円の増。加入の分担金を基金に積ませていただきます。

以上が簡易水道事業会計の補正になります。

議案第13号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

まず収入でございますが、第1款第2項の営業外収益を129万4,000円減額しまして1,729万3,000円に、収入合計を2,430万6,000円とするものです。

支出でございます。2款1項営業費用を129万4,000円減額し2,315万9,000円に、支出の合計を2,430万6,000円とするものです。

第3条 予算第5条中「893万3,000円」を「763万9,000円」に改める。

第4条 予算第6条中「1,981万1,000円」を「1,851万6,000円」に改める。

第5条 予算第6条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）第7条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項、下水道公営企業アドバイザー業務委託、限度額110万円。

下水道事業公営企業会計システム使用料、限度額127万円。

これらの業務の当該年度以降の支払義務発生予定額、財源については記載のとおりとなります。
令和7年3月4日提出、東白川村長。

3ページの実施計画書から、同じく予定貸借対照表までは参考の資料となります。

そうしましたら、12ページの附属資料を御覧ください。

収益的収入及び支出の収入でございます。

1款2項1目2節基金利息、補正額1,000円の増。

1款2項2目1節他会計補助金、補正額129万5,000円の減。

支出でございます。

2款1項4目総係費、補正額129万4,000円の減。人件費の補正でございます。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

国民健康保険特別会計の項目の9ページですけれども、一番下に繰出金となっていて、直営

診療施設勘定繰入金があるんですが、これに呼応する繰入金と同額のものがみつからないんですけど、どこに繰入金がされているのか、ちょっと発見できなかったので、お教え願えますか。

○議長（今井美和君）

どなたか。

暫時休憩とします。

午後 1 時 33 分 休憩

午後 1 時 34 分 再開

○議長（今井美和君）

それでは、会議を再開します。

村民課長 安江透雄さん。

○村民課長（安江透雄君）

お答えします。

本来であれば、御指摘のとおり、こちらで歳出を組んでおりますので、診療所の特別会計のほうで増額の歳入を上げるべきところを上げておりませんので、申し訳ございません。

ただ、会計処理としましては、歳出のほうにおきましては予算がないとできませんが、歳入予算におきましては歳入超過になるという処理になりますので、予算に上がってなくても会計法上は問題ないということですのでよろしくお願いします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

5 番。

○5 番（今井美道君）

国保診療所の特別会計、歳入の 7 ページについてお伺いをします。

先ほど事務局長の説明の中で、外来収益がマイナスの 1,100 万、介護老健収益のほうで 1,600 万と、コロナということで減収だったということでしたけど、もう多分去年予算を組まれてからは、コロナというのはほぼほぼ言い訳としては通用しないと思うんですけど、ここで 2,700 万あたりの減収があったから、下の繰入金で一般会計の 3,000 万ということで繰入れをしますよというような補正だと思うんですが、当初予算のときに、ほぼほぼこれぐらいしか見込めなかったから、無理をして収益のほうの目標を立てられたのか、目標を立てられて、これだけの歳入の予算の予定がこれだけ入ってこなかったということはそれなりの責任だと思うんですが、このことについてもう少し補足をお願いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

国保診療所特別会計については、おおよそ今年でいうと年間1億円程度の実質の赤字ということなんですけれども、当初予算を組む段階において、今の村長のお考えとしては、丸々その分を繰り出すというのは財政上なかなか許さないというところがあって、スタートの段階で、当初予算の段階で、ある程度歳入を希望を持った数字を上げております。

それが現実的に1年たちますと、そのところが、実質今年度でございますと1月あたりに老健でコロナが出たということは事実でございますけれども、圧倒的な理由としては当初予算での盛り込みと、下げた繰入金で会計をバランス取るために多少無理をしておるようなところがあります。それが、ここへ来て3,000万の繰入れという結果になって現れておるわけなんですけれども、財政上許さないということと、それから当初から満額入れてしまうと、企業体として努力ということがなかなか充実してこないというところがありまして、その部分を考慮して、ある程度抑えた拠出をしておるというところでございます。

その結果、しわ寄せとして、この時期に歳入の欠損という形になって現れるわけなんですけれども、これはずうっと毎年こうした経緯を経ておるんですけれども、ここがなかなか難しい財政上の運営の予算と決算の姿として現れておるのかなあと考えております。

引き続き、外来については患者様の増加、そして老健については16床に向けてベッド数を空けない、空をつくらないような工夫はしてまいる予定ではおります。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

5番。

○5番（今井美道君）

来年度予算については、この後の今定例会中に質疑をさせていただきたいと思いますので、現状この3,000万が入らなかったら、今、診療所の会計上、例えば保険点数なんか2か月ぐらい遅れてくるから、とてもやりくりがいかないよとか、本当にせっぱ詰まっている財布の中身というか、その辺りをちょっともう一回お願いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

副村長 桂川憲生さん。

○副村長（桂川憲生君）

現実的に、この3,000万を入れない場合でございますけれども、実際1年終わって、1,500万から1,800万円程度の赤字欠損の経理となります。それで3,000万を入れていただくことによって、実質繰越しが1,000万円から1,300万円ほどの繰越しを見込んでおりますけれども、その繰越金によって、4月、5月診療しましても、2か月遅れで診療報酬が入ってまいりますので、その間を切り盛りする運転資金になるというような運びでございますので、この3,000万というのが、赤字を数字的に収支のバランスを取って、年度をまたいでいくために必要な3,000万の繰入金というふうに見ております。以上でございます。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

2 番。

○2 番（安保泰男君）

一般会計の20ページ、3 項、歳出の公共交通事業のところ、バスのGPS機能のやつが予算上がつておりますけれども、運行管理に関しては大変有効なものだと思いますけれども、これ以前に、つちのこバスの問題で、前回の全協のときにも村民から質問が出ておったんですけど、薄暗いときに、どの車か分からんと。今、ワゴンタイプから乗用車タイプが回るようになってきたと。なおさら分からないと。何とか前に目印か何かつけてもらえんかねというのが要望あったんですけど、それがそのまま来ちゃっていて、どうなったのか。また村民から聞かれても、こちらはちゃんと申しましたよと言っても、どうなっておるのやということがあるので、やる、やらない、来年ですとかというその点だけでもいいですから、やはり公にしてほしい。そうしないと、せっかくのこの議会の場がもったいないといったらおかしいですけど、村民に対して失礼に当たるんじゃないかと。この点に関して、一言だけお伺いをしたいと思います。

○議長（今井美和君）

総務課長 河田孝さん。

○総務課長（河田 孝君）

議員のお話しいただいておった今のパネルの件ですけども、実は購入をしまして、先ほど多分現物を見てもらったと思うんですけど、ただ、その買ったものが小さかったということで、あまり目立たないような、要は例えば越原上行きとか、上線とかと書いたやつが出るわけですけど、それがちょっと細い小さいものだったので、まずそれがちょっとこちらの想定よりもあれだったということで、それが1つありまして、もう一つ、ダイヤ改正を行ってまして、割と明るい時間に走れるような状況に、これからは特に日が長くなるので、なってくると思いますが、明るい時間に走れたので、いわゆるステッカーとか、どこにいても分かりやすくなってくるということで、ちょっと伸び伸びになっていましたけれども、今のパネルについて、もう少し大きく目立つものをもう少し研究しまして、また取り付けるような格好で考えたいと思いますので、いましばらくお待ちいただくようなことを思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美和君）

2 番。

○2 番（安保泰男君）

確かに御返答を今賜ったわけなんですけれども、ワンボックスタイプのものは直角というか、垂直だもんで、前から見ても分かりやすいんだけど、乗用車タイプは斜めになっていると、お年寄りの方は、そうでなくても目が悪くてなかなか見づらいのという話が今回また出てきておりましたので、そういう点も考慮していただいて、今御返答いただいたように、やはり途中なら途中で、

今買っていますよということだけでも情報を流していただければ村民の方も安心していくと思いますので、その点も考慮して、また今後ひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（今井美和君）

総務課長。

○総務課長（河田 孝君）

今いただいたお話については考慮していきますので、よろしくお願いします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番。

○6 番（桂川一喜君）

一般会計35ページの最下段にある土木費の住宅管理費ですけれども、先ほどの説明では、該当者がいないことによるマイナス補正と言われたんですけど、財源を見ると、実は特定財源が消えて、一般財源のほうの実額は250万ほど出ているんです。そうすると、ここの財源の付け替えの部分も含めて見ると、該当者がいないにもかかわらず、一般財源が250万消えるという補正になっているんですが、ちょっとその説明が不十分だったと思いますので、お願いします。

○議長（今井美和君）

建設環境課長。

○建設環境課長（有田尚樹君）

住宅管理費の補助金の84万円については、2件分を予定しておったけど対象になりませんでした。あと、この住宅管理費の中のその他というのは住宅使用料が入っておるんです。いわゆる歳入のところを見ていただくと、歳入の12款1項8目の13ページを見ていただくと、住宅費使用料が283万円減額になっているんです。要は使用料が見込めないんで、一般財源下のほうで立てたという内訳の財源補正も併せて行っておるということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

6 番。

○6 番（桂川一喜君）

常々、議運に参加しているときって、意外と財源の付け替えが議運の資料には全く載ってこなくて、そのままこの資料で財源の付け替えというのは、よくここで行われるんですけど、今まで議会で財源の付け替えのときは、右側へ来ちゃうとほとんど出入りがなくなっちゃうので、説明がおろそかになりがちな点がいつもあるんですけど、やっぱり特定財源もしくは国庫、県支出金がなくなると一般財源を使うときというのは、事実上、右側の合計金額には出入りがなくても、実際皆さんの大事な一般財源が消えるというときの説明がいつもちょっと不足しているような気がしますんで、必ずその説明を落とさないで説明をしていただきたいので、よろしく改善のほうをお願いしたいと

思います。

○議長（今井美和君）

建設環境課長。

○建設環境課長（有田尚樹君）

総務課長のほうで、その詳細の説明したんですけど、そのときにちょっと落としておったかもしれませんが、今後はそこら辺もきちんと説明してくださいねというお話をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

2番。

○2番（安保泰男君）

31ページの林業費のところ、林業振興費で過年度の補助金返還金というふうに34万ほど上がっておりますけれども、森林組合のほうがなせる、予算を組んで、なせる仕事をやらなかったから返すという正直な数字が上がってきておると思いますけれども、全体的に一般的に考えると、この間も村長をはじめ議員も陳情に行ったときに、金がない、金がないというふうに頭下げからかえてお金をもらってきている時代に、余っておるやないかと。おかしいやないかというふうなことを言われかねないと思うんですね。

こういう確かに全体から見れば正しい数字だと思うんですけど、こういう行為に対して、森林組合への指導なり、指示なり、何か意見を言ってとどめるようにしないと、次のが、ああこれはいわ、通ったわというふうな形を取っていただくと大変次はやりづらいと思いますので、そういう点を考慮してどのように今後対処されるか、一つ御意見を伺いたいと思います。

○議長（今井美和君）

産業振興課長 伊藤秀人さん。

○産業振興課長（伊藤秀人君）

今の御指摘につきましては、森林整備地域活動支援交付金事業のものかと思います。これにつきましては補助金ですので、村を通して森林組合へ補助をしている状況もありますので、補助金の確認検査までこちらはしておりますので、その都度指導やらしていくつもりであります。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（今井美和君）

2番。

○2番（安保泰男君）

大変苦言で申し訳ないですが、やはり管理責任という形に一般的には取られると思うんですね。森林組合のせいではなくて、やはり村としてそういう大きな点から見ると、村へのイメージ

ダウンにつながりますので、そういう点で今後も一つ十分注意していただきながら、うまく指導していただいて、有効な補助金を、助成金を使っていただくよう御配慮願いたいと思います。以上です。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番。

○6 番（桂川一喜君）

一般会計、24ページです。

実は、先ほどの質問と同じ趣旨での質問になります。

真ん中からちょっと下のほうにあります障がい福祉サービス事業につきまして、確定によってという説明ではありまして、差引きゼロなんですけど、結局これも国県支出金があったものが多分なくなって一般財源で全部出ている。ちょっとこの説明が実は不十分だったと思いますので、これに対する説明をお願いしたいと思います。

○議長（今井美和君）

保健福祉課長 安江修治さん。

○保健福祉課長（安江修治君）

24ページの中段のところなんですけれども、この交付金につきましては、県への申請の期間が、少し前でいくと、当初の申請であって、その後に変更申請であったりとか、そういったふうに補助金の申請を進めておったんですが、県のほうの申請が今1回の申請になっておりまして、当初の段階で、これだけの膨らんだ金額で当初は申請しておったんですけど、実際県からの交付決定によって200万ほど減ったということになるんですが、実際出ていくほうの金額につきましては、途中でちょっと高額を要する障害者の必要なサービスが発生しまして、歳出のほうは財源として確保して、歳入のほうは、交付決定のほうは決定で減額になりましたけれども、実際この金額は来年度もらえないというわけではありませんので、一般財源の不足した分については来年度の精算金で、また国・県からいただくというふうになっていますので、よろしくお願いします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6 番。

○6 番（桂川一喜君）

一般財源の13ページ、ちょっと本当に雑多な質問で全く申し訳ないですけど、今回福井まで行っちゃいましたので、この質問をさせていただきます。

上のほうに、中川原水辺公園施設使用料というのが4万8,000円というのがまず入っておりまして、それとたまたま偶然なのかもしれませんが、18ページの公園管理協力金というのが、またこ

れが偶然4万8,000円になっておりますので、多分たまたま同額になっていたのか、そうではないのかちょっと心配になりましたので、ちょっとここを質問したいと思います。

○議長（今井美和君）

建設環境課長。

○建設環境課長（有田尚樹君）

中川原水辺公園の施設利用料につきましては、確定による補正になっております。以上です。

〔「使用料と同額だから」と呼ぶ者あり〕

○議長（今井美和君）

建設環境課長。

○建設環境課長（有田尚樹君）

公園の入り口とか駐車場に募金箱があつて、そこに1回500円とか300円とか、ちょっと金額は定かでないんですけど、そういった協力金箱があるんですね。その金額の確定が、ちょうどたまたま一緒の額だったというふうなはずです。よろしくお願いします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第13号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 令和6年度東白川村一般会計補正予算（第7号）から議案第13号 令和6年度東白川村小規模集合排水処理事業会計補正予算（第1号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。2時5分まで休憩といたします。

午後1時51分 休憩

午後2時05分 再開

○議長（今井美和君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第14号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第17、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。次の者を人権擁護委員として法務大臣へ推薦したいので、人権擁護委員法第3条第3項の規定により、議会の意見を求める。令和7年3月4日提出、東白川村長。

記、氏名、今井明德。生年月日、昭和〇〇年10月17日。住所、東白川村神土〇〇番地。

推薦理由、提案理由を申し述べます。

今回、今井初美氏の退任に伴い、後任に今井明德氏を推薦するものでございます。

今井明德氏は、人格、見識ともに高く、お人柄も温厚で人望も厚く、社会の実情にも精通されており、人権擁護委員として適任者でありますので、人権擁護委員として推薦したく御提案を申し上げます。御審議の上、お認めをいただきますようお願いをいたします。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（今井美和君）

日程第18、同意第1号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。令和7年3月4日提出、東白川村長。

氏名、今井竜生。生年月日、昭和〇〇年1月12日生まれ。住所、可児市 〇丁目〇〇番地、任期、令和7年4月1日から令和10年3月31日、3年間でございます。

提案理由の説明を申し上げます。

今回、現在の教育長である神戸誠氏が、年度末の今月末の任期満了をもって退任したい申出がございましたので、その後任として今井竜生氏を任命したいものであります。

新たに教育長として選任したいと考えております今井竜生氏は、東白川村神土 の出身で、現在は可児市に住んでおられます。実家にはお父上が御健在でおられます。

今井竜生氏は、昭和61年度から多治見市北陵中学校を皮切りに教員生活をスタートされ、次に出身校である東白川小学校に平成元年度から3年間お勤めをいただきました。その後、岐阜大学附属小学校や可児市教育委員会などで勤務され、平成30年度から令和元年度にかけて校長として再び東白川小学校にお勤めをいただきました。誠実、温厚な人柄で、校長になられてからも率先垂範して教育活動に当たり、大変上手な学校経営をされました。その後、可児市教育委員会の学校教育課長、可児市立蘇南中学校長を経て、昨年度末に役職定年を迎えられたのですが、有能な人材として県の特例任用校長制度に採用され、今年度から可児市立土田小学校でお勤めであります。

今、教育は、本村でいうと義務教育学校開設を控えております。また、働き方改革やICT活用など、教育改革の推進など変化の激しい時代を迎えております。しかし、教育行政の経験も教育現場の経験も十分積んでこられ、幅広い人脈を持っておられる今井竜生氏は、本村の今後の教育を担っていただく適任者であると確信をいたしております。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意くださるようお願いを申し上げます。以上です。

○議長（今井美和君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

6番。

○6番（桂川一喜君）

今井竜生氏に至りましては、本人をよく知っていますので、人格者であったり、人物としては特

に何のあれもないですけど、1点だけ。

かつてのうちの教育長さんの住所、要は村内に住所の置かれる方で教育長をやっていた経緯の中で、今回今井竜生氏におかれましては、住所と居住地という問題について、特に問題がないようでしたら何の問題もないですけど、居住地が東白川ではないということでスタートされるということによろしいのでしょうか。

○議長（今井美和君）

教育長。

○教育長（神戸 誠君）

今の御質問ですけれども、どこでお住まいであろうと全然関係ありません。ほかの市町村でも、全然違うところの居住地から教育長として、その自治体に通っていらっしゃる教育長もたくさんおられますので、それは全く問題ないと思います。おまけに彼はここの出身ですし、ここでも校長をやっておりましたので、本村の教育については非常によく心得ておるというふうに考えております。どうぞ同意をよろしくお願いいたします。

○議長（今井美和君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村教育委員会の教育長の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第15号から議案第33号までについて（提案説明）

○議長（今井美和君）

日程第19、議案第15号 東白川村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第37、議案第33号 令和7年度東白川村小規模集合排水処理事業会計予算までの19件を新年度予算関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎さん。

○村長（今井俊郎君）

それでは、提案理由としてこちらの冊子のほうをお開き願いたいと思います。

本日、令和7年東白川村議会第1回定例会に令和7年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

第1章 国の予算編成動向

これにつきましては、国の予算編成のことですので、朗読はあえて省略をさせていただきますが、中ほどにございますように、現在国会審議中ということで、お昼のニュースでは予算委員会は通ったと。今頃衆議院の本会議で審議がされているというようなことの中で、修正が入っているということで、ここに記しました当初の予算案とは少し数字が変わってございますことだけお断りを申し上げておきます。

第2章から説明をまいります。

第2章 本村の予算編成の基本方針

予算編成に当たっては、第六次総合計画の将来像に掲げた「いきいきと働くひとがいる 子どもたちの笑い声が響き 美しい自然と受け継がれた歴史の中に 豊かな村民の暮らしがある そして東白川村は次の未来へ！」の実現に向け、1. 人口の安定、2. 人口規模に見合った社会インフラ、3. 人生100年時代に向けた対応、4. 地域資源の活用、5. 自然を守る取組の5つの目標の達成を目指した予算編成に取り組みました。

第3章 予算関連議案の概要

本議会に提出します令和7年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係12件、合計19件。

第2 一般会計

一般会計の総額は30億6,400万円であり、前年比2,900万円の増となります。

第3 特別会計

国民健康保険特別会計2億9,000万円、介護保険特別会計2億9,000万円、国保診療所特別会計2億6,700万円、後期高齢者医療特別会計6,100万円。以上、特別会計の総額は、前年比2,750万円減の9億800万円となります。

第4 公営企業会計

簡易水道事業会計、（収益的収入）2億2,619万9,000円、（収益的支出）2億2,619万9,000円、（資本的収入）1億1,205万1,000円、（資本的支出）2億1,131万9,000円。

小規模集合排水処理事業会計、（収益的収入）2,429万2,000円、（収益的支出）2,429万2,000円、（資本的収入）417万2,000円、（資本的支出）850万円。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額（簡易水道事業会計8,926万8,000円、小規模集合排水処理事業会計432万8,000円）については、損益勘定留保資金等で補填します。

第4章 一般会計の歳入の概要説明

村税は、固定資産税の減収などにより、前年比1.3%減となる2億489万5,000円を計上しています。

地方譲与税は、森林環境譲与税の増額分334万円を含む7,494万円を計上しています。

地方消費税交付金は、前年度と同額の4,300万円を計上しています。このうち、社会保障財源分2,100万円は、その使途が限定されていることから社会保障関係費に充当しています。

地方交付税は、一般行政経費の増加や集落支援員の増員による所要額の増加等を見込み、前年比9.8%増の15億7,500万円としています。

使用料及び手数料は、エコトピア住宅をはじめとする住宅使用料やせせらぎ荘居室利用料などが減少していることから、前年比4.9%減の6,073万7,000円を計上しています。

国庫支出金は、令和6年度の制度改正により拡充された児童手当交付金（前年比87.5%増）を含む1億8,324万3,000円を計上していますが、県支出金は、トマト選果施設整備支援事業が完了したことなどに伴い、前年比39.2%減の1億7,153万4,000円です。

寄附金は、ふるさと納税の令和6年度実績が好調であったことから、ふるさと納税の目標額を1億円と設定し、当初予算に計上しています。

繰入金は2億9,791万5,000円を計上しています。このうち、財政調整基金については、学校施設整備基金への積立分と村債の繰上償還分のそれぞれ5,000万円を繰り入れています。一般財源分の繰入れは見送っています。また、令和6年度の実績を踏まえ、ふるさと思いやり基金から1億5,000万円を繰り入れます。

諸収入は、トマト選果施設整備事業の完了に伴う白川町負担分が皆減となることなどから、前年比50.3%減の2,741万8,000円です。

村債については、交付税措置率の高い過疎対策事業債を中心としています。実質公債費比率を改善させるため、令和6年度より5年間を目途に実施する繰上償還と合わせ、新規借入金も抑制していくため、前年比36.4%減の1億3,650万円としています。なお、地方財政法第5条の特例として発行される臨時財政対策債については、制度創設以来初めてゼロとなるため計上していません。

その他の歳入については、おおむね前年度並みと見込んでいます。

以上が一般会計の歳入の概要です。

第5章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明いたします。

第1 地域経済と産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

(1) 農業振興策。

J A、美濃白川夏秋トマト部会の強い要望により、補助金を活用しトマト選果施設の更新ができました。目標収量に向かい、今後も部会員の皆さんが中心となり経営されますので、行政として引

き続き支援してまいります。

第三セクターは、前年度に続き運営費補助と、農業機械の修繕を対象とする機械化営農対策補助を行います。運営費補助では、みのりの郷東白川株式会社の支配人候補を確保することができましたので、今後のみのりの郷の運営に寄与するものと思います。

茶業振興対策では、3年間事業の最終年となる組合経営の改善を条件とした荒茶加工賃に対する支援補助を行います。五加茶生産組合が解散し、茶畑の景観等を心配していましたが、旧役員の方が中心となり、耕作放棄地対策として枝物の栽培と出荷を行う計画を立案していただきましたので、新規で茶園転換事業を実施します。

農地の保全対策では、集落営農活動を推進するとともに、組織が取り組む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

昨年度、越原下地区で新たな集落営農組合が設立されました。集落支援機構では集落営農組合等の活動や、地域活動の下支えを行う運営事業をはじめ、さらなる集落営農組織の設立に向けた取組を行います。

(2) 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第6期対策の初年度となります。新たにネットワーク化が必要となりますので、継続事業の多面的機能支払交付金事業とともに協定集落代表者の皆さんと話し合いを行い、村の大切な資産である農地を守るべく引き続き推進します。

(3) 林業振興策。

森林環境譲与税は昨年度から満額譲与となりました。木育製品の購入、森林整備、林道整備など有効に活用しています。特に、林業活性化担い手育成事業では、受入事業所が実施する担い手の育成を目的とした支援を行っていますが、これまでに18名の受入れを行い、12名の方が木材関連産業で活躍しています。

有害鳥獣対策では、狩猟登録への補助のほか、有害鳥獣捕獲報奨金をここ数年の捕獲頭数並みに予算計上するとともに、今後減少する見込みの狩猟者の確保のため、狩猟免許の新規取得者に対する経費補助を行い、林業被害や農業被害の軽減に寄与してまいります。

(4) 商工業振興策。

商業の活性化支援や従業員の雇用対策に努め、経営改善や地場産業の振興への支援制度を継続して実施し、地域の活力維持と安定した商工業の振興を支援します。また、つちのこメンバーズカード事業、プレミアム付商品券の発行、ECモール（つちのこマルシェ）、フォレストスタイル事業の運営についても、継続して実施することで地域産業の支援に努めます。

ふるさと納税については、ポータルサイトの追加と返礼品の充実を図ったことで、昨年度と比較して寄附額が増えています。引き続き寄附者の増加に向けた取組を強化します。

(5) 地域活性化策。

今年の4月より新たに地域おこし協力隊を採用し、村内の産業振興や商工振興、地域づくり活動に取り組みます。また、退任後の起業や就業へのサポートを継続します。

イベント支援事業では、4大イベントの「つちのこフェスタ」「夏祭り」「秋フェスタ」「お松さま祭り」を開催し、にぎわいのある村づくりを進めてまいります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

(1) 地域公共交通再編事業。

「車がなくても楽しく安心して暮らせる移動手段」をコンセプトに、昨年10月にスタートした「つちのこバス」。村内5路線を巡回する「つちのこバス」に加え、毎週月・水・金の週3日、美濃加茂方面、下呂方面、中津川方面の中核医療機関への送迎を行う「中核病院通院バス」、対象者は限られますが、登録制によって、玄関先から医療機関までの送迎を行う「医療機関等送迎サービス」の3本立てで新年度も実施していきます。

特に新年度からは、利用者の皆様がパソコンやスマホの端末を利用し、現在つちのこバスがどこを走っているかが瞬時に分かる「バスキャッチシステム」の導入により事業を充実させ、一層便利で使いやすい公共交通を目指します。

(2) 県営土地改良事業・県単土地改良事業等。

県営中山間地域総合整備事業では、加舎尾及び西洞農地防災でブロック積水路の整備、陰地下用水路の修繕工事他測量設計業務を実施します。県営基幹農道事業では、曲坂から中谷までの狭小道路の拡幅と防災対策を引き続き実施します。

県単農業農村整備事業では、基幹農道五葉・神付線の路面修繕を引き続き実施します。

安定的・安全な木材搬出に供するため、公共林道事業では林道新巢線舗装工事を、県単林道事業では前山谷線舗装工事を引き続き実施します。また、県単治山事業として、新規で、出水期に家屋へ被害を及ぼしていた平の野尻谷治山事業を県事業で実施することになりましたので、下流の流路工測量設計を実施し、令和8年度以降に工事を実施します。

(3) 砂防及び急傾斜地崩壊対策事業。

曲坂集落の避難所対策に必要な砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を推進し、レッドゾーンの解消に努めます。

(4) 防災安全交付金事業。

村道黒川・東白川線は、竣工後10年が経過し経年劣化による損傷も見受けられます。この道路は、長大な切土や高盛土の箇所が多く点在しているため、長寿命化に向けた点検を実施します。

(5) 道路メンテナンス補助事業。

大明神小峠橋のための修繕設計と、平・佐広橋の補修工事と黒川東白川トンネルの定期点検を実施します。

(6) 交通安全対策事業。

県道越原付知線と栃山クラブを結ぶ村道木屋下線道路改良工事は、令和7年度中の完成を目指し工事を行います。村道上親田線落石対策については、のり面上部の落石対策工事を実施します。

(7) 環境対策事業。

廃棄物対策は、村と村民の責任と役割を明確にし、ごみの分別化により資源循環型社会を目指す

ため、可燃・不燃・資源などの回収・処分を継続して実施します。生活環境の改善と水質汚濁防止の観点から合併浄化槽事業を推進します。

(8) 地籍調査事業。

山林等の境界明確化を推進するため、大沢、日向集落の地籍調査事業を引き続き実施します。

(9) 移住・定住推進事業。

つながるナビ、移住定住サポートセンター事業では、空き家の利活用と移住定住者への支援を継続し、空き家バンク登録と移住希望者の相談業務や支援に努めます。

助成事業では、定住促進事業、高校生の通学支援事業、子どもの医療費の個人負担無料化事業等を継続して支援します。

(10) 情報発信。

CATV事業の運用により、地上デジタル放送や高速インターネット、FM告知放送の運用を継続します。また、自主放送番組「ほっと茶んねる」や広報ひがししらかわ、公式ホームページによる適切な情報公開と情報発信に努めます。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

(1) 障がい者福祉一般事業。

令和7年度は第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の2年目になります。障がいのある方への地域生活における支援の充実を目指します。

(2) 福祉輸送サービス事業。

公共交通事業の対象とならない特別な医療行為等を必要とする高齢者や障がい者の皆様を対象に、自宅から最寄りの医療機関まで電話予約等による個別送迎を、公共交通サービスと連携して展開します。

(3) 高齢者等に対する支援事業。

神土地区の「ふれあいサロン」、五加地区の「交流サロンほほえみ」、越原地区の「越原センター」をコミュニティー拠点としての利用拡大を図るとともに、高齢者や地域住民との交流を通して、生涯を健康で健やかに過ごすための事業を推進します。

(4) 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等へのつちのこ商品券配布事業と在宅での要介護者や重度心身障害者へのゴミ袋無料配布事業を引き続き実施します。

(5) 人生100年時代健康増進事業。

人生100年時代を見据えた健康づくり体制を推進していきます。令和7年度は、中部学院大学に引き続き協力いただき、健康まつりでの体力測定や住民との対話、講師による健康教室を開催し進めてまいります。

6. 予防接種事業等。

インフルエンザ、新型コロナウイルスワクチンの重症化予防と蔓延予防のため、ワクチンの接種費用について、1歳児から18歳までを無料で行い、定期接種対象の65歳以上の皆様には助成を継続

して実施していきます。また、带状疱疹ワクチンは、令和7年4月1日より65歳以上を対象とした定期接種が始まりますが、令和7年度は、現行の任意接種と定期接種を並行して実施してまいります。

(7) 母子保健事業。

母子保健は妊娠期からの母性、乳児・幼児の健康の保持・増進を図るため、保健指導・健康診査・医療等を講じ、妊娠期からの切れ目のない支援を重視し、出産後安心して子育てができるよう、岐阜県助産師会に委託するアウトリーチ型や医療機関との委託契約による宿泊型の産後ケア事業を継続してまいります。

令和7年度は新規事業として、遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時及び分娩時にかかる交通費を支援します。子供については、身体疾患が顕在化する1か月健診に助成を行い、異常の早期発見や養育環境の評価を行い適切な支援につなげます。また、就学前に情緒や社会性の発達、育児環境の課題に気づき適切な支援につなげることを目的に、5歳児健診を開始します。保護者の皆様とお子様の育ちを確認し必要な支援を提供してまいります。

(8) 子育て支援と保育活動の質の向上。

子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止め、全ての家庭が安心して子育てができ、子供たちが笑顔で暮らせる東白川村を目指し、幅広い子育て支援施策を提供いたします。

子育て支援の主なメニューは、1. 出産祝い金事業、2. 妊婦のための支援給付金事業、3. すくすく成長応援事業、4. 子育て世帯可燃ごみ袋支給事業、5. 学童保育事業、6. 高校生通学支援事業などで、多様な子育て世代に対応できるメニューを用意し、充実した支援を続けてまいります。

みつば保育園では、今まで以上に保育の質の向上を目指すとともに、働く親が利用しやすく、子供が元気に育つ環境を提供するため、より柔軟な保育園運営体制の構築に努めてまいります。

第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

(1) 小・中学校運営。

東白川村は、これから保育園・小学校・中学校の全ての学年が10人以下となる「新たな極少人数時代」を迎えます。

少人数化に併せて複雑化・多様化した学校の課題にも対応しながら、持続可能な教育に取り組んでいくことが求められております。子供が学びやすく、教師が教えやすい環境を目指し、ICT環境の整備と活用、ふるさと学習、異学年交流の推進など多角的な教育を展開します。

令和9年度に開校予定の義務教育学校については、開校に向けた準備を着実に進めるとともに、義務教育学校となることによるメリットを探り、準備委員会及び3つの部会の中で、東白川村の新しい教育の可能性を研究してまいります。

(2) 社会教育と生涯スポーツ及び文化・芸術事業。

村民全員が、社会教育や生涯スポーツ、文化・芸術活動に触れる機会をできるだけ多く提供し、精神的にも豊かさを実感できる東白川村を目指します。そのために、村民会議を中心に子ども会・

スポーツクラブ・文化的クラブ等、村民全員が活動する分野を応援します。

サークルの会員数や行事の参加者数が減少しているなどの課題もありますが、会員の掘り起こしを支援し、行事内容の充実を図ることで、次の世代においても活気のある活動が継続されるよう努めます。

第5 行政のデジタル化・DXの推進

デジタル社会の実現に向けた取組として、自治体情報システムの標準化・共通化に対応した標準準拠システムを導入します。

また、デジタル人材の計画的な育成に努め、デジタル技術を活用した住民生活の利便性向上と行政事務の効率化に取り組みます。

第6章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

令和7年度は、岐阜県国民健康保険運営方針が昨年改定され、第3期の2年目となり、令和11年度までの6年間で県下統一の保険税に徐々に移行します。

本村でも、保険税率の改定を含めた特別会計の安定的な財政運営や効率的な事業推進を進めていきます。

加入者は466人（前年度501人）。保険税は5,345万円（前年比11.5%減）を計上しました。

村の保険税は、令和2年度から段階的に保険税を引き上げるとともに、これまでの4方式から資産割を廃止し、令和5年度から標準方式（所得割・均等割・平等割）の3方式へと移行しました。

本村の保険税の総額は、加入者数の大幅な減少により、医療療養費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分ともに減額の予算としました。

県納付金に対する保険税の改正については、被保険者の方々に御理解と御協力を得られるようしっかりと広報してまいります。

国保特別会計の予算全体では、前年度より4.9%減の2億9,000万円の予算編成になりました。これは、医療療養給付費の減少を見込んだためです。

また、特定健康診査事業をはじめとした各種健診事業の受診率向上などにより、被保険者の健康の維持や疾患の予防、早期発見により医療費の適正化を図り、県と連携した国保財政の健全化に努めます。

保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解していただき、村税と合わせて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められている強制執行なども実施します。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者900人（前年度920人）を想定し、予算額は前年度と比べ2.7%減の2億9,000万円を計上しました。

介護給付費全体では、減少を見込み2億6,100万円を計上しています。

令和7年度は、第9期介護保険事業計画の2年目となり、計画期間3年間の月額基準保険料は、

4,700円に据え置いています。

引き続き介護予防事業に取り組み、要支援や要介護状態になる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防の在り方や地域包括ケアシステムの充実を図り、生きがい・健康づくりの促進に努めます。

また、介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し、引き続き努力を重ねてまいります。

第3 国保診療所特別会計

国保診療所は地域ニーズに合った医療機関、村民のかかりつけ医としての責任を認識し、新所長を迎え、新たな診療体制で働き方改革と経営改善に努めます。引き続き、村民の皆様の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力してまいります。

予算額は2億6,700万円で、一般管理費等の減により前年度に対し0.7%減となっています。

第4 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の被保険者615人（前年度610人）を想定し、保険料の徴収及び各種申請書の受付事務等に係る経費を計上しています。

高齢者の保健事業と介護予防事業との連携を図り、一体的な事業を推進していきます。

予算額は、6,100万円で前年度と比べ3.8%減となっています。

第7章 企業会計の予算概要説明

第1 簡易水道事業会計

簡易水道事業については、現在給水件数が950件（前年度951件）で、給水普及率92%となっています。

令和7年度は、久須見地内の送水施設の設備の更新と大明神浄水場ろ過池の設備の更新を行います。県営土木事業等で支障となる施設については、財源を確保し必要な対策を行います。

浄水場等の維持管理部門については、外部委託により安全で清浄な水道水の供給を行います。水道管の漏水が頻繁に発生しているため、早期発見、早期復旧に努めます。施設の老朽化、耐震対策については、村の財政状況に合わせ実施するよう引き続き検討を進めます。

予算額は、4億3,751万8,000円です。

第2 小規模集合排水処理事業会計

下水道施設として、宮代、平地区にて4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、各組合の御尽力により安定した運営をしています。

引き続き健全な財政運営に努めます。

予算額は、3,279万2,000円です。

第8章 むすび

以上のとおり、令和7年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げます。予算に関連します各種条例改正も上程しています。慎重審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

今後も引き続き財政調整基金や公債費の適正管理、既存事業の最適化等による財政健全化に努めながらも、長引く物価高によるエネルギー価格の高騰、衣・食・住にかかる費用の高騰などにより疲弊する地域経済や住民生活を下支えするべく、職員と共に知恵と汗を出して努力しながら、必要な予算措置を講じてまいります。

村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、令和7年度予算案の説明といたします。令和7年3月4日、東白川村長。以上でございます。

○議長（今井美和君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、明日3月5日の本会議は午前9時30分から開催しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれで延会いたします。

午後2時48分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

